

香川県立高等学校  
教育課程編成の手引

平成23年3月

香川県教育委員会

## はじめに

平成 21 年 3 月に文部科学省から新しい高等学校学習指導要領が告示され、それに基づく新しい教育課程が平成 25 年度入学生から年次進行で適用されることになりました。

今回の改訂は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確にされた教育の目的及び目標に基づき、次の三つのことを方針としています。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

このような改訂の趣旨を踏まえ、各学校においては、地域や学校の実態、課程や学科の特色等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かして一層特色ある教育活動を展開することが期待されています。

香川県教育委員会では、この新高等学校学習指導要領の趣旨・内容の徹底を図るため、平成21年度から香川県高等学校新教育課程説明会を開催してまいりました。また、平成22年度には、教育課程研究委員会を設置し、新高等学校学習指導要領に基づく教育課程の在り方やその実施上の留意点などについて研究してまいりました。本冊子は、この研究委員会の研究結果をまとめ、各学校における教育課程編成やその円滑な実施に資するため、作成したものです。

各学校においては、本冊子を参考とし、充実した特色ある教育活動を展開されますよう期待します。

平成23年3月

香川県教育委員会事務局

高校教育課長 市原 伸作

# 目 次

## I 教育課程編成の一般方針

- 1 教育の目的・目標（教育基本法第1条，第2条） ..... 1
- 2 高等学校教育の目的・目標（学校教育法第50条，第51条） ..... 1
- 3 教育課程の基準と編成の原則 ..... 1

## II 教育課程の編成

- 1 各教科・科目の標準単位数等 ..... 3
- 2 授業時数 ..... 6
- 3 各教科・科目の履修等 ..... 6
- 4 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 ..... 6
- 5 総合的な学習の時間 ..... 7
- 6 特別活動 ..... 10
- 7 単位の修得及び卒業の認定 ..... 13
- 8 定時制及び通信制の課程における教育課程 ..... 14

## III 各教科における教育課程編成上の留意事項

- 国語 ..... 16
- 地理歴史 ..... 18
- 公民 ..... 20
- 数学 ..... 22
- 理科 ..... 24
- 保健体育 ..... 26
- 芸術 ..... 28
- 外国語 ..... 34
- 家庭 ..... 36
- 情報 ..... 40
- 農業 ..... 44
- 工業 ..... 46
- 商業 ..... 48
- 水産 ..... 50
- 看護 ..... 52
- 福祉 ..... 54

# I 教育課程編成の一般方針

## 1 教育の目的・目標（教育基本法第1条，第2条）

「教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育の目的を実現するため，学問の自由を尊重しつつ，次に掲げる目標を達成するよう行う。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと。
- (2) 個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び自律の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 生命を尊び，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## 2 高等学校教育の目的・目標（学校教育法第50条，第51条）

「高等学校は，中学校における教育の基礎の上に，心身の発達及び進路に応じて，高度な普通教育及び専門教育を施す」という高等学校教育の目的を実現するため，次に掲げる目標を達成するよう行う。

- (1) 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて，豊かな人間性，創造性及び健やかな身体を養い，国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- (2) 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき，個性に応じて将来の進路を決定させ，一般的な教養を高め，専門的な知識，技術及び技能を習得させること。
- (3) 個性の確立に努めるとともに，社会について，広く深い理解と健全な批判力を養い，社会の発展に寄与する態度を養うこと。

## 3 教育課程の基準と編成の原則

各学校の教育課程の編成に当たっては，法令に定めるもののほか，高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）及びこの「手引」に示すところに従って，教育課程を編成するものとする。その際，特に次の事項に留意しなければならない。

### (1) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，自ら学び，自ら考える力の育成を図るとともに，基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り，個性を生かす教育を充実すること，人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこと，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を養

うこと、国際社会に生きる日本人としての自覚をもち主体的に生きていく上で必要な資質や能力を培うこと、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう健康な心身を養うことなどに努める。

**(2) 地域や学校の実態を十分考慮すること**

地域における産業、経済、文化等の特色や地域の人的・物的環境を生かすとともに、生徒や教職員の実態及び地域住民による協力体制などについて検討し、これらの実態を教育課程の編成に生かす。

**(3) 課程や学科の特色を十分考慮すること**

すべての生徒に履修させる各教科・科目の履修や、卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行えるようにする。

**(4) 生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮すること**

青年期にある生徒の心身の発達の段階を考慮するとともに、個々の生徒の特性等に適切に対応し、その一層の伸長を図るよう適切な教育課程を編成する。

**(5) 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を行うこと**

地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資する。

## II 教育課程の編成

### 1 各教科・科目の標準単位数等

#### (1) 各学科に共通する各教科（以下「共通教科」という。）等

各学校においては、共通教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について、学習指導要領第1章第2款2の表に示す標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。

#### (2) 主として専門学科において開設される各教科（以下「専門教科」という。）

各学校においては、専門教科・科目及びその単位数について、平成23年香川県教育委員会告示第1号に示す以下の標準単位数の範囲内で適切に定めるものとする。

教科	科 目	標 準 単 位 数	教科	科 目	標 準 単 位 数
農業	農業と環境	2 ～ 6	工業	工業管理技術	2 ～ 8
	課題研究	2 ～ 6		環境工学基礎	2 ～ 6
	総合実習	2 ～ 14		機械工作	2 ～ 8
	農業情報処理	2 ～ 8		機械設計	2 ～ 8
	作物	2 ～ 10		原動機	2 ～ 6
	野菜	2 ～ 10		電子機械	2 ～ 6
	果樹	2 ～ 10		電子機械応用	2 ～ 4
	草花	2 ～ 10		自動車工学	2 ～ 8
	畜産	2 ～ 14		自動車整備	2 ～ 8
	農業経営	2 ～ 8		電気基礎	2 ～ 10
	農業機械	2 ～ 10		電気機器	2 ～ 6
	食品製造	2 ～ 10		電力技術	2 ～ 8
	食品化学	2 ～ 10		電子技術	2 ～ 8
	微生物利用	2 ～ 8		電子回路	2 ～ 8
	植物バイオテクノロジー	2 ～ 10		電子計測制御	2 ～ 6
	動物バイオテクノロジー	2 ～ 8		通信技術	2 ～ 6
	農業経済	2 ～ 8		電子情報技術	2 ～ 6
	食品流通	2 ～ 8		プログラミング技術	2 ～ 8
	森林科学	2 ～ 8		ハードウェア技術	2 ～ 10
	森林経営	2 ～ 8		ソフトウェア技術	2 ～ 8
	林産物利用	2 ～ 8		コンピュータシステム技術	2 ～ 10
	農業土木設計	2 ～ 10		建築構造	2 ～ 6
	農業土木施工	2 ～ 10		建築計画	2 ～ 8
	水循環	2 ～ 8		建築構造設計	2 ～ 8
	造園計画	2 ～ 12		建築施工	2 ～ 5
	造園技術	2 ～ 10		建築法規	2 ～ 4
	環境緑化材料	2 ～ 8		設備計画	2 ～ 6
	測量	2 ～ 12		空気調和設備	2 ～ 8
	生物活用	2 ～ 6		衛生・防災設備	2 ～ 8
	グリーンライフ	2 ～ 6		測量	2 ～ 6
工業	工業技術基礎	2 ～ 4	土木基礎力学	2 ～ 10	
	課題研究	2 ～ 6	土木構造設計	2 ～ 4	
	実習	4 ～ 18	土木施工	2 ～ 6	
	製図	2 ～ 16	社会基盤工学	2 ～ 4	
	工業数理基礎	2 ～ 4	工業化学	4 ～ 12	
	情報技術基礎	2 ～ 4	化学工学	2 ～ 8	
	材料技術基礎	2 ～ 4	地球環境化学	2 ～ 6	
	生産システム技術	2 ～ 8	材料製造技術	2 ～ 6	
	工業技術英語	2 ～ 4	工業材料	2 ～ 6	

教科	科目	標準 単位数
工業	材料加工	2 ～ 6
	セラミック化学	2 ～ 6
	セラミック技術	2 ～ 6
	セラミック工業	2 ～ 6
	繊維製品	2 ～ 6
	繊維・染色技術	2 ～ 6
	染織デザイン	2 ～ 6
	インテリア計画	2 ～ 6
	インテリア装備	2 ～ 6
	インテリアエレメント生産	2 ～ 6
	デザイン技術	2 ～ 8
	デザイン材料	2 ～ 6
	デザイン史	2 ～ 4
商業	ビジネス基礎	2 ～ 4
	課題研究	2 ～ 6
	総合実践	2 ～ 6
	ビジネス実務	2 ～ 6
	マーケティング	2 ～ 6
	商品開発	2 ～ 6
	広告と販売促進	2 ～ 6
	ビジネス経済	2 ～ 6
	ビジネス経済応用	2 ～ 6
	経済活動と法	2 ～ 6
	簿記	2 ～ 6
	財務会計Ⅰ	2 ～ 6
	財務会計Ⅱ	2 ～ 6
	原価計算	2 ～ 6
	管理会計	2 ～ 6
	情報処理	2 ～ 6
	ビジネス情報	2 ～ 6
電子商取引	2 ～ 6	
プログラミング	2 ～ 6	
ビジネス情報管理	2 ～ 6	
水産	水産海洋基礎	2 ～ 6
	課題研究	2 ～ 6
	総合実習	2 ～ 12
	海洋情報技術	2 ～ 6
	水産海洋科学	2 ～ 4
	漁業	2 ～ 7
	航海・計器	2 ～ 10
	船舶運用	2 ～ 10
	船用機関	2 ～ 12
	機械設計工作	2 ～ 6
	電気理論	2 ～ 10
	移動体通信工学	2 ～ 8
	海洋通信技術	2 ～ 10
	資源増殖	2 ～ 10
	海洋生物	2 ～ 8
	海洋環境	2 ～ 8
	小型船舶	2 ～ 6
	食品製造	2 ～ 14
	食品管理	2 ～ 12
	水産流通	2 ～ 8
ダイビング	2 ～ 4	
マリンスポーツ	2 ～ 4	

教科	科目	標準 単位数
家庭	生活産業基礎	2 ～ 4
	課題研究	2 ～ 8
	生活産業情報	2 ～ 8
	消費生活	2 ～ 8
	子どもの発達と保育	2 ～ 12
	子ども文化	2 ～ 8
	生活と福祉	2 ～ 8
	リビングデザイン	2 ～ 12
	服飾文化	2 ～ 8
	ファッション造形基礎	2 ～ 12
	ファッション造形	2 ～ 16
	ファッションデザイン	2 ～ 20
	服飾手芸	2 ～ 8
	フードデザイン	2 ～ 12
	食文化	1 ～ 4
	調理	2 ～ 20
	栄養	2 ～ 6
	食品	2 ～ 6
	食品衛生	2 ～ 8
公衆衛生	2 ～ 8	
看護	基礎看護	2 ～ 11
	人体と看護	2 ～ 8
	疾病と看護	2 ～ 7
	生活と看護	2 ～ 7
	成人看護	2 ～ 6
	老年看護	2 ～ 4
	精神看護	2 ～ 4
	在宅看護	2 ～ 4
	母性看護	2 ～ 4
	小児看護	2 ～ 4
	看護の統合と実践	2 ～ 4
	看護臨地実習	3 ～ 21
	看護情報活用	2 ～ 4
	情報	情報産業と社会
課題研究		2 ～ 4
情報の表現と管理		2 ～ 4
情報と問題解決		2 ～ 4
情報テクノロジー		2 ～ 4
アルゴリズムとプログラム		2 ～ 6
ネットワークシステム		2 ～ 6
データベース		2 ～ 6
情報システム実習		2 ～ 8
情報メディア		2 ～ 6
情報デザイン		2 ～ 6
表現メディアの編集と表現		2 ～ 6
情報コンテンツ実習		2 ～ 8
福祉	社会福祉基礎	2 ～ 6
	介護福祉基礎	2 ～ 6
	コミュニケーション技術	2 ～ 4
	生活支援技術	4 ～ 12
	介護過程	2 ～ 6
	介護総合演習	2 ～ 6
	介護実習	4 ～ 16
	こころとからだの理解	2 ～ 12
	福祉情報活用	2 ～ 4

教科	科 目	標 準 単位数
理数	理数数学Ⅰ	5 ～ 7
	理数数学Ⅱ	6 ～ 12
	理数数学特論	3 ～ 8
	理数物理	3 ～ 8
	理数化学	3 ～ 8
	理数生物	3 ～ 8
	理数地学	3 ～ 8
	課題研究	1 ～ 4
体育	スポーツ概論	3 ～ 6
	スポーツⅠ	2 ～ 12
	スポーツⅡ	2 ～ 12
	スポーツⅢ	2 ～ 12
	スポーツⅣ	2 ～ 12
	スポーツⅤ	3 ～ 6
	スポーツⅥ	3 ～ 6
	スポーツ総合演習	3 ～ 6
音楽	音楽理論	3 ～ 9
	音楽史	2 ～ 6
	演奏研究	2 ～ 6
	ソルフェージュ	3 ～ 15
	声楽	3 ～ 12

教科	科 目	標 準 単位数
音楽	器楽	3 ～ 12
	作曲	3 ～ 12
	鑑賞研究	2 ～ 6
美術	美術概論	2 ～ 4
	美術史	2 ～ 4
	素描	4 ～ 12
	構成	2 ～ 6
	絵画	2 ～ 12
	版画	2 ～ 10
	彫刻	2 ～ 10
	ビジュアルデザイン	2 ～ 12
	クラフトデザイン	2 ～ 10
	情報メディアデザイン	2 ～ 6
	映像表現	2 ～ 10
	環境造形	2 ～ 8
鑑賞研究	2 ～ 4	
英語	総合英語	10 ～ 14
	英語理解	4 ～ 8
	英語表現	4 ～ 8
	異文化理解	2 ～ 4
	時事英語	2 ～ 4

### (3) 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、共通教科及び専門教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

#### 【設定の際の留意点】

- ① その科目の属する教科の目標に基づき、設定すること。
- ② 関係する各科目の内容との整合性を図ること。
- ③ 学習指導要領第1章第2款の2及び上記(2)に掲げる各教科・科目では対応できない内容を扱うものであること。
- ④ 教材の選定及び作成に当たっては、①、②及び③に沿ったものであるか、高校生の発達の段階からみて適切な内容であるか、高度なものになりすぎていないか、中立的なものであるか、などの観点から検討すること。

### (4) 学校設定教科

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、共通教科及び専門教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。



## 2 授業時数

### (1) 週当たりの授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

### (2) 1単位時間

各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

その際、単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することが標準とされていることに留意し、授業時数を確保すること。

## 3 各教科・科目の履修等

- (1) 卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数は、学校及び生徒の実態等を考慮して、各学校において適切に定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、74単位以上とする。
- (2) 必履修科目の単位数については、原則として標準単位数を下らないこと。
- (3) 選択科目の単位数については、生徒の実態、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ、各学校において適切に定めること。
- (4) 学習指導要領に示されている場合を除き、履修学年の指定はしない。
- (5) 同一の科目を二つの学年以上にわたって分割して履修させる場合は、原則として連続する学年において履修させるものとする。
- (6) 専門学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。
- (7) 専門学科においては、専門教科・科目の履修により、各学科に共通する必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (8) 総合学科においては、学校設定教科「総合」に関する科目「産業社会と人間」（標準単位数2～4）をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとする。
- (9) 総合学科においては、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにするものとする。

## 4 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 学習指導要領に示されている内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、学習指導要領に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

- (2) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。
- ① 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。
  - ② 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。
  - ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。
- (3) 全教師が協力して道德教育を展開するため、道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その全体計画を作成すること。
- (4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。
- (5) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (6) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (8) 職業教育に関しては、次の事項に配慮すること。
- ① 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
  - ② 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

## 5 総合的な学習の時間

### (1) 改訂の要点

目標は次のとおりである。

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

従前の総則に示されていた総合的な学習の時間のねらいを踏まえて、今回の改訂では総合的な学習の時間の目標が新たに設定された。これは、育てようとする資質や能力及び態度を

明確にし、その特質と目指すところが何かを端的に示したものである。各学校においては、この目標を踏まえ、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開する必要があることも明確に示されている。

また、教育課程における位置付けも明確にし、その指導の充実を図るため総則から取り出し、新たに章立てされるとともに教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習を行うものであることが明確化された。さらに、授業時数の設定から単位数の履修への改善を行うなど、標準単位数についてもより明確化されている。

## (2) 各学校で定める目標、内容及び指導計画等

学習指導要領の定める目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標や内容を定める。

### ① 各学校で目標を定める際の留意事項

各学校で目標を定めるに当たっては、次のア～オの要素をすべて含む必要があるが、その趣旨を含んでいれば、各学校や生徒の実態に応じて、より具体的な表現を盛り込んだり、いずれかを重点化したり、別の要素を付け加えたりすることも可能である。

ア 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと。

イ 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること。

ウ 学び方やものの考え方を身に付けること。

エ 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること。

オ 自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

また、小・中学校等との接続を視野に入れ、連続的かつ発展的な学習活動が行えるよう目標を設定することも重要である。

### ② 内容を定める際の留意事項

地域や学校、生徒の実態等に応じて創意工夫を生かし、目標の実現のためにふさわしい学習課題を定める必要がある。その学習課題には、横断的・総合的な学習としての性格をもち、探究的に学習することがふさわしく、そこでの学習や気付きが自己の在り方生き方を考えることに結びついていくような、教育的に価値があるものが求められる。例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題、自己の在り方生き方や進路にかかわる課題などがある。

日常生活や身近な社会とのかかわりを重視し、地域や学校、生徒の実態等に応じて内容を見直し定める必要があり、生徒の学習状況に応じて適切な指導を行うとともに、総合的な学習の時間における評価結果等を基にして、その改善を円滑に実施する。

### ③ 全体計画の作成

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。具体的には、各学校において定める目標、育てようとする資質や能力及び態度、内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示すことが考えられる。

### ④ 年間指導計画の作成

年間指導計画に盛り込む主たる要素としては、単元名、各単元における主な学習活動、活動時期、予定時数などが考えられる。作成に当たっては次の7点について留意すること。

ア 生徒の実態や特性を踏まえること。

イ 十分な見通しをもった周到な計画にすること。

- ウ 実社会との接点を生み出すこと。
- エ 各教科・科目、特別活動との関連を図ること。
- オ 学年間の関連を見通すこと。
- カ 変更や改善の必要に応じ、計画を修正する弾力的な運用に耐えうる柔軟性をもつこと。
- キ 外部の教育資源の活用及び社会参画を意識すること。

### (3) 内容の取扱いについての配慮事項

- ① 各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- ② 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動を取り入れること。
- ③ 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討議などの学習活動を積極的に取り入れること。
- ④ 体験活動は、学習指導要領に定める目標並びに学校で定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
- ⑤ グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- ⑥ 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

### (4) 教育課程編成上の留意点

#### ① 総合的な学習の時間の単位数

- ア 全ての学校で教育課程上必置とされ、その標準単位数は3単位～6単位が標準で、各学科に共通してすべての生徒に履修させる必要がある。
- イ 各学校の同じ学科内においては、原則として同じ単位数の学習活動を行うものとする。
- ウ 特定の年次に実施する方法や、一定の時数を週ごとに割り振って年間35週実施する方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせることも可能であるが、学校の授業時数に組み込む必要があり、単にレポートの提出や長期休業中の課題等で済ませることはできない。
- エ 単位認定の要件は、各教科・科目と基本的に同様である。総合的な学習の時間における学習活動を2以上の年次にわたって行ったときは、各年次ごとに単位の修得を認定する。また、学期の区分毎に単位の修得を認定することもできる。

#### ② 課題研究等との代替

職業教育を主とする専門学科では、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下、「課題研究等」)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全

部に替えることができる。

### ③ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって替えることができる。なお、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではないことに注意が必要である。

## 6 特別活動

### (1) 改訂の要点

目標は、次のとおりである。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

今回の改訂では、特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため、目標に「人間関係」が加えられた。このことによって、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義が明確に示されている。

この全体の目標を受けて、特別活動の三つの内容である「ホームルーム活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」のそれぞれの目標を新たに示すことにより、それぞれの教育活動としてのねらいと意義を明確にしている。各活動・学校行事の主な改善点は、次のとおりである。

#### ① ホームルーム活動の改善

ホームルーム活動においては、特に、よりよい人間関係を築く力、協力してホームルームや学校の生活の充実・向上を図るとともに、生徒が当面する課題に主体的にかかわる態度の育成を重視した。

#### ② 生徒会活動の改善

生徒会活動においては、特に、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視した。

#### ③ 学校行事の改善

学校行事においては、特に、よりよい人間関係を築く力、公共の精神を養うこと、社会性の育成を図ることを重視した。

以上のように、今回の改訂の重要なポイントは「よりよい人間関係を築く」という表現が加えられた点にある。

また、全体及び各活動の目標すべてに「自主的、実践的な態度」を育てることが共通して示されている。この文言は、従前の学習指導要領でも示されてきたことではあるが、これまで行ってきた内容に加え、活動を通じて「よりよい人間関係を築く」という点を念頭に置いて指導計画を作成し、実施する必要がある。

## (2) 指導計画の作成についての配慮事項

### ① 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。

したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

その配慮すべき点として、地域や学校、生徒の実態等を踏まえ、学校の創意工夫を生かすとともに、状況に応じて実施できるようにすること。また、生徒の興味・関心、能力・適性等に関する十分な生徒理解に基づいて作成することが必要である。活動においては、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすることが重要であるが、その際にも、教師による適切な指導がなされなければならない。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、各教科・科目などで育成された能力が特別活動で活用できるようにするとともに、特別活動を通じて培われた能力が各教科・科目などの学習に生かされるようにすることが大切である。実施に際しては、(i)家庭や地域の人々との連携や交流を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化・伝統を生かしたりすること、(ii)社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくことが必要である。

### ② 生徒指導の機能の十分な活用

特別活動は、その目標や内容、指導の形態や方法において生徒指導と深くかかわるものがあることから、教師と生徒の共感的な人間関係を育成し、生徒に確かな存在感を与えるとともに、自己決定の場や機会をより多く用意し、生徒が自己実現の喜びを味わうことができるよう、指導上の配慮を行うことが大切である。

### ③ ガイダンスの機能の充実

生徒のホームルーム・学校生活への適応や望ましい人間関係の形成、学業や進路等における主体的な取組や選択及び自己の在り方生き方などのガイダンスの個々の活動については、ねらいを持ち、その実現のために、適時に、適切な場や機会を設け、よりよい内容・方法で実施するよう改善を図ることが重要である。

### ④ 社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導の充実

社会の一員としての自ら果たすべき役割や責任についての自覚を深めさせ、社会生活を営む上で不可欠なマナーやスキルを体験的に習得させることが求められている。そのためにも、できるだけ多くボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動を取り入れ、生徒一人一人が社会とのかかわりの中で、自分自身の在り方生き方を主体的に考え、活動していくような工夫が望まれる。

特別活動において重点的に、社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を行うことが期待されているのであり、その充実は道徳教育やキャリア教育の推進の観点から大切である。

## (3) 教育課程編成上の留意点

### ① 特別活動の授業時数

ア 全日制課程におけるホームルーム活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とし、授業時数は原則として 35 単位時間以上とする。1 単位時間は 50 分を標準とし、10 分程度の短い時間の活動については授業時数に含めない。

イ 生徒会活動，学校行事については，学校の実態に応じてそれぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

② 実施内容等

ア 次に掲げられている各活動・学校行事の内容については，原則としてすべて実施し，目標を達成する。そのために，高校生活全体を見通した全体計画を作成する必要がある。

[ホームルーム活動]

(1) ホームルームや学校の生活づくり

- ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画
- キ 国際理解と国際交流
- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

[生徒会活動]

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

[学校行事]

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

イ 道徳教育，総合的な学習の時間，各教科・科目との関連を図る。また，特別活動の中での各活動や学校行事において内容相互の関連や統合を図り，精選して実施する。

総合的な学習の時間における学習活動により，特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待される場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

## 7 単位の修得及び卒業の認定

- (1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定
  - ① 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
  - ② 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が総合的な学習の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
  - ③ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。
  - ④ 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目及び総合的な学習の時間の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもでき、この場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うこともできる。
- (2) 卒業までに修得させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数は、学校及び生徒の実態等を考慮して、各学校において適切に定めるものとする。この場合、単位数の計は 74 単位以上とする。
- (3) 校長は、卒業に必要な単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。
- (4) 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、20 単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。
- (5) 学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。
- (6) 学校外の学修の成果の単位認定を行うに当たっては、県教育委員会が定める「学校外の学修の成果の単位認定実施要綱」及び「技能審査の成果の単位認定実施要綱」に基づくものとする。



## 8 定時制及び通信制の課程における教育課程

### (1) 定時制の課程における週当たりの授業時数

卒業に必要な修得単位数は 74 単位以上とし、週当たりの授業時数については、各学校が生徒の実態等を考慮して、適切に定めるものとする。

### (2) 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数は、原則として、年間 35 単位時間以上とする。

なお、定時制の課程においては、その一部を減ずることができることとされているが、これは、生徒の勤務の実態や交通事情などの特別の事情がある場合に限られた特例であり、その際には、地域や生徒の実態等を考慮して慎重に判断しなければならない。また、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができることとされているが、これも、夜間の授業設定時間に行えないなどの特別な事情がある場合に限られた特例である。

### (3) 定時制及び通信制の課程における単位認定

定時制及び通信制の課程において、修業年限や卒業までに修得させる単位数等、卒業認定の要件は各学校で定めるが、その際、定通併修、技能連携、実務代替、高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定、学校外学修の成果の単位認定等を卒業に必要な単位数に含めることも可能である。

### (4) 定時制及び通信制の課程における総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の標準単位数については、3～6 単位とする。

定時制課程の職業教育を主とする専門学科においては、「課題研究」等で代替することができる。

通信制課程においては、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

なお、学習指導の形態等については、生徒の実態等に応じ、各学校で工夫する必要がある。

### (5) 通信制の課程における出校日数

卒業までに出校させる日数については、生徒の実態を考慮し、適切に定めるものとする。

### (6) 通信制の課程における面接指導

面接指導の授業の単位時間は、学習指導要領に定められた 1 単位時間を 50 分とする単位時間を確保しつつ、各学校において、各教科・科目の特質及び生徒の実態等を考慮して適切に定めるものとする。

### (7) 通信制の課程におけるメディアの利用

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、当該生徒について、学習指導要領の定めるところに従い、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、一部を免除することができる。

### (8) 通信制の課程における特別活動の指導時間数

特別活動の指導時間数はホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに 30 単位時間以上とする。

なお、通信制の課程においては、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができることとされているが、これは、特別活動で取り組むべき内容が、面接指導の

設定日に行えないなどの特別な事情がある場合に限られた特例である。

### Ⅲ 各教科における教育課程編成上の留意事項

## 国 語

### 1 改訂の要点

#### (1) 目標

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

今回の改訂においても言語の教育としての立場を重視し、社会人として生きるために必要とされる国語の能力の基礎を身に付けるという基本的な理念が継承されている。したがって、教科の目標については、小学校及び中学校との系統性を重視するため、想像力を伸ばすことについての記述が新たに加えられているほかは、従前と同様である。

目標は、「とともに」を境に二つの部分から構成されている。

前段では、国語を適切に表現する能力と的確に理解する能力とを育成すること、伝え合う力を高めることが示されている。この中の、国語を適切に表現する能力と的確に理解する能力とを育成することは国語科の最も基本的な目標であり、これらの能力の育成を基盤として、伝え合う力を高めることが位置付けられている。

後段では、高等学校国語において育成を目指す能力や態度が簡潔な形で示されている。

この目標は高等学校国語の全体の目標であり、これが各科目の目標に個別化され、それぞれの科目の指導を行うこととなる。

#### (2) 新しい科目設定の趣旨及びその内容について

従前の「国語表現Ⅰ」、「国語表現Ⅱ」、「国語総合」、「現代文」、「古典」及び「古典講読」の6科目から成る構成が、「国語総合」、「国語表現」、「現代文A」、「現代文B」、「古典A」及び「古典B」の6科目から成る構成に改められた。このうち、総合的な言語能力を育成する「国語総合」が共通必修科目とされ、他の5科目は、「国語総合」の内容を、科目の性格、特色に応じて発展させた選択科目とされた。選択科目のうち「現代文A」は新たに置かれた科目であるが、その他の科目は、従前の関連する科目を受け継ぎつつ、内容が再構成又は改善されている。

#### (3) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

「国語総合」の内容については、従前は「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔言語事項〕で構成されていたものが、3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に改められた。また、各科目及び各領域とも内容の(1)に指導事項、(2)に言語活動が例示されている。

科目の内容の改訂の要点は次のとおりである。

##### 「国語総合」(標準単位数4)

教科の目標を全面的に受け、総合的な言語能力を育成することをねらいとした共通必修科目である。話すこと・聞くことを主とする指導に15～25単位時間程度、書くことを主とする指導に30～40単位時間程度を配当することが示されている。読むことの指導のうち、

古典を教材とした授業時数と近代以降の文章を教材とした授業時数との割合は、おおむね同等とすることを目安として、生徒の実態に応じて適切に定めること、古典における古文と漢文との割合は、一方に偏らないようにすること、古典の教材については、古典に関連する近代以降の文章を含めることが示されている。

#### 「国語表現」(標準単位数 3)

従前の「国語表現Ⅰ」及び「国語表現Ⅱ」の内容を再構成した選択科目である。話すこと・聞くこと、書くことと伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項とを中心として、その内容を発展させている。話すこと・聞くこと又は書くことのいずれかに重点を置いて指導することができる。

#### 「現代文A」(標準単位数 2)

読む対象を近代以降の文章とし、「古典A」と対をなす科目として新たに置かれた選択科目である。読むことの近代以降の文章の分野と伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項を中心として、その内容を発展させている。

#### 「現代文B」(標準単位数 4)

従前の「現代文」の内容を改善して置かれた選択科目である。近代以降の様々な文章を的確に理解し、適切に表現する能力を高めること、思考力や想像力、認識力を伸ばし感性や情緒をはぐくみ、進んで読書して国語の向上を図り人生を豊かにする態度を育てることをねらいとしている。

#### 「古典A」(標準単位数 2)

従前の「古典講読」の内容を改善して、「現代文A」と対をなす科目として置かれた選択科目である。読むことの古典の分野と伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項とを中心として、その内容を発展させている。古文と漢文の両方又はいずれか一方を取り上げることができる。

#### 「古典B」(標準単位数 4)

従前の「古典」の内容を改善し、読むことの古典の分野と伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項を中心として、その内容を発展させた選択科目である。古文及び漢文の両方を取り上げるものとし、一方に偏らないようにする。

※「A」を付した科目は、言語文化の理解を中心的なねらいとし、「B」を付した科目は、読む能力を育成することを中心的なねらいとしている。

## 2 履修の在り方

各科目の履修については、原則として、共通必修履修科目である「国語総合」を履修した後に選択科目を履修させるものとする。「国語総合」については、教科の目標を全面的に受け、内容の構成も3領域1事項とするなど中学校との接続を重視し、高等学校における国語の基礎・基本を身に付けさせることをねらいとしていることに留意して、履修学年を設定する必要がある。選択科目相互の履修順序の定めはない。

# 地理歴史

## 1 改訂の要点

### (1) 目標

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

今回の改訂では、小学校及び中学校の社会科における学習の成果に立脚して、世界史、日本史、地理それぞれの科目相互の関連を重視して内容構成が図られた。また、習得した知識、概念や技能を活用して課題を探究する学習を充実して、日本や世界の各時代及び各地域における風土、生活様式や文化、人々の生き方や考え方などを学び、それを通じて過去や異文化に対する理解、国際社会に主体的に生きる資質を培うとともに、言語に関する能力を育成することが求められている。そのため、各科目の最後に課題を探究する学習に関する中項目が設けられ、主題を設定する学習の具体的な活動が示されている。

なお、基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得の観点から、内容として示された項目については履修者全員が共通に学習することとして、従前取り入れられていた項目内選択、項目間選択は廃止されている。

### (2) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

#### 「世界史A」(標準単位数 2)

「(1)世界史へのいざない」が新たに設けられ、導入時期の学習における地理・日本史との関連付けと、中学校社会科との連続性に配慮している。また、この大項目には適切な主題を設定して考察する活動が設けられた。「(3)地球社会と日本」に新たに設けられた「オ 持続可能な社会への展望」では、主題を設定して探究する学習が設定されているが、これは言語活動の充実を図るためのものである。内容構成では、従前の大項目(1)、(2)を一つにまとめ、前近代史の精選と近現代史の一層の重視という改訂のねらいを明確にしている。

#### 「世界史B」(標準単位数 4)

「(1)世界史への扉」において、地理・日本史の関連付けと、中学校社会科との連続性に配慮する項目を置き、世界史学習の意義に気付かせるようにしている。また、「(1)世界史への扉」は、従前は、三つの中項目から適宜選択し二つ程度主題を設定するとしていたものを、三つの中項目からそれぞれ一つずつ選択し主題を設定することにした。すべての大項目に主題を設定して行う学習を設け、考察・追究・探究する活動を行い、段階的・継続的に指導することで、歴史学習の基本的技能を習得させ、言語活動の充実を図っている。

#### 「日本史A」(標準単位数 2)

歴史に対する関心や課題意識を高め、歴史を学ぶ意義に気付かせることをねらいとして、「(1)私たちの時代と歴史」が科目の導入として新たに設けられている。さらに、適切な主題を設定して追究・探究し表現する活動を行う「(2)近代の日本と世界」の「ウ 近代の追究」と「(3)現代の日本と世界」の「ウ 現代からの探究」という一連の学習を計画

的に行うことで、歴史にかかわる基本的な技能を高めるようにしている。また、従前、二つの大項目から構成されていた近代を一つの大項目として項目を再構成している。

#### 「日本史B」(標準単位数 4)

従前の「(1)原始・古代の日本と東アジア」の「ア 歴史と資料」に加え、新たに設けられた「(2)中世の日本と東アジア」の「ア 歴史の解釈」, 「(3)近世の日本と世界」の「ア 歴史の説明」, 「(6)現代の日本と世界」の「ウ 歴史の論述」という一連の学習を計画的に行うことで、歴史学習にかかわる基本的な技能を高めて歴史的な見方や考え方を身に付けさせようとしている。「ウ 歴史の論述」では、主題を設定して探究し考えを論述することで言語活動の充実を図っている。

#### 「地理A」(標準単位数 2)

従前の大項目(1), (2)をすべて集約した上で、「(1)現代世界の特色と諸課題の地理的考察」という地球規模の地理的事象や諸課題を扱う内容項目にまとめ、「(2)生活圏の諸課題の地理的考察」という地域規模の内容項目とに再構成している。また、大項目(1)(2)のそれぞれの冒頭に地図に関する中項目を設け、地図を活用した学習を一層重視している。「(2)生活圏の諸課題の地理的考察」の「イ 自然環境と防災」は新たに設けられた項目であり、日常生活と関連付けた学習内容の充実を目指している。

#### 「地理B」(標準単位数 4)

「(1)様々な地図と地理的技能」が内容の冒頭に設けられ、地図を活用した学習を一層重視している。また、地誌学習を重視した学習内容の充実を図り、「(3)現代世界の地誌的考察」の「イ 現代世界の諸地域」では、従前の二つ又は三つの事例地域を選択して取り上げる学習に代わって、様々な規模の地域を世界全体から偏りなく取り上げることとしている。さらに、新しく設けられた「ウ 現代世界と日本」はこの科目のまとめとして位置付けられ、我が国が抱える地理的な諸課題を探究する学習の中で、言語活動の充実を図っている。

## 2 履修の在り方

### (1) 必履修科目

「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」, 「日本史B」, 「地理A」及び「地理B」のうちから1科目を必ず履修することになっており、従前と変更はない。

### (2) 履修順序及び分割履修等

- ① 履修年次や履修順序は特に定められていないが、生徒の実態や発達段階に応じて履修させるものとする。
- ② Aを付した科目は、分割することなく同一学年で履修させることが望ましい。
- ③ Bを付した科目は、2以上の年次にわたって履修させた場合、各年次の単位数が1単位にならないようにすることが望ましい。

# 公 民

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

目標は、従前の趣旨を受け継ぎ、改正された教育基本法第1条の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という表現に合わせて、文言を一部改めるにとどめている。

### (2) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

#### 「現代社会」（標準単位数2）

科目の目標は従前と基本的に同じであり、「現代社会」1科目でもって公民科の教科目標を達成できる科目として設けられている。また、構成については、従前の二つの大項目から三つの大項目「(1)私たちの生きる社会」、「(2)現代社会と人間としての在り方生き方」、「(3)共に生きる社会を目指して」に改められた。

「(1)私たちの生きる社会」は、現代社会における諸課題をとらえ、考察するための枠組を身に付けるとともに、いかに生きていくのかを考察することの大切さを自覚させることを主なねらいとして、新たに設けられた。「現代社会における諸課題」としては、「生命、情報、環境」などの課題を取り上げることとし、考察するための基本的な枠組みとして幸福、正義、公正を用いて理解させることとしている。

「(2)現代社会と人間としての在り方生き方」では、従前の中項目「ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理」が、「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」、「ウ 個人の尊重と法の支配」に分割され、項目は三つから五つに改められた。内容としては、政治参加の重要性や裁判員制度を含め、法教育の充実が意図され、経済分野でも私法について触れることが求められている。

「(3)共に生きる社会を目指して」では、大項目(1)及び(2)の学習の成果を踏まえ、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、現代社会における課題について探究し、人間としての在り方生き方を考察させることを主なねらいとしている。課題探究に当たっては、地域や学校、生徒の実態等に応じて課題を設定し、個人と社会、社会と社会、現役世代と将来世代との関係のいずれかに着目させることとしている。

#### 「倫理」（標準単位数2）

目標に、「生命に対する畏敬の念に基づいて」、「他者と共に」という文言が加わった。そのことは、「倫理」が高等学校における道徳教育の役割を一層よく果たすことができるように規定したもので、人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習となることを目指している。構成については、大項目が二つから三つへと改められた。

大項目「(1)現代に生きる自己の課題」は、「倫理」科目全体の導入として位置付けられており、構成としては、従前の(1)アと(2)アを統合したもので、青年期の意義と課題を理解させるとともに、他者と共に生きる自己の生き方や、自己の生き方が現代の倫理的課題と結びついていることをとらえさせることとしている。

「(2)人間としての在り方生き方」は、従前の大項目「(1)青年期の課題と人間としての在り方生き方」から独立して設けられた。ここでは、哲学や宗教や芸術の人生にもつ意義を理解させ、人間としての在り方生き方について自ら考えを深め、自己形成に努める実践的意欲を高めるため、様々な倫理的な価値の中から、例えば愛、幸福、正義など一つの倫理的な価値について、何人かの先哲の思想を取り上げ、生徒自身の思索を深めさせる工夫が考えられる。

「(3)現代と倫理」において、中項目は従前の三つから二つになったが、文言についての変更はない。ここでは、現代の諸課題を倫理的な視点からとらえさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわるものとして、主体的に思索を深めさせることが求められている。特に、「イ 現代の諸課題と倫理」については、従前の課題が整理されるとともに課題選択の制約を外し、各学校や生徒の実態に応じて、選択方法や学習方法を工夫して行うこととした。さらに「論理的思考力や表現力を身に付けさせる」が加わり、探究において自らの意見を整理して発表し、異なった意見を持つ人と議論する能力が求められている。

### 「政治・経済」(標準単位数 2)

目標は従前と同一で、大項目の構成についても変更はない。

「(1)現代の政治」では、小項目で「地方自治」、「政治と法の意義」、「国際社会の変遷」などが追加されるとともに、内容の取扱いとして「裁判員制度を扱うこと」、「文化や宗教の多様性についても理解させること」などが新たに加えられた。

「(2)現代の経済」では、小項目で「資本主義経済と社会主義経済の変容」を削除し、「経済活動の意義」を追加した。内容の取扱いについては、「金融に関する環境の変化にも触れること」などが新たに加えられた。

「(3)現代社会の諸課題」は、この科目のまとめとして位置付けられ、大項目(1)及び(2)で学習した成果を生かし、持続可能な社会の形成が求められる現代の日本や国際社会の政治や経済の諸課題について、多面的・多角的に探究させることとした。課題については、地域や学校、生徒の実態等に応じて、中項目ア及びイのそれぞれにおいて選択させ、望ましい解決の在り方についての考察を深めさせることが求められている。

## 2 履修の在り方

### (1) 必履修科目

必履修科目について変更はなく、従前と同様である。「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させるものとする。

### (2) 履修順序及び分割履修等

各科目の履修年次や履修順序については、特に定められていないが、生徒の実態や中学校社会科との関連などを考慮して履修させるものとする。また、同一学年で履修させることが望ましい。



# 数 学

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。

今回の改訂では、数学を様々な場面で活用できるようにするための「体系的な理解」が求められるとともに、「事象を数学的に考察し表現する能力」の育成が明記され、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランス及び言語活動の充実が重視されている。

また、高等学校における数学教育の意義が考慮され、小学校算数科及び中学校数学科の目標との一貫性が図られており、発達の段階に応じて活動を充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、数学的な思考力・表現力を育て、学ぶ意欲を高めることが求められている。

さらに、「理数教育の充実」が今回の改訂の主な改善事項の一つに挙げられており、統計に関する内容が必修化され、知識・技能を活用する学習や探究する学習が重視されている。

### (2) 新しい科目設定の趣旨及びその内容について

#### 「数学活用」(標準単位数 2)

従前の「数学基礎」の趣旨を生かし、その内容を発展させた科目である。したがって、生徒の実態等に応じて指導や評価について一層の工夫が必要である。

### (3) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

#### 「数学Ⅰ」(標準単位数 3)

数学科の共通必修科目であり、すべての高校生に必要な数学的素養は何かという視点から内容が構成されている。また、新規に〔課題学習〕が内容に位置付けられ、指導時期や場面を工夫し、数学的活動を一層重視した指導を行うことが求められている。

#### 「数学Ⅱ」(標準単位数 4)

「数学Ⅰ」に引き続く科目として、数学的な資質・能力を伸ばすことをねらいとし、内容を発展、拡充させることができるようにするとともに、「数学Ⅲ」への学習の系統性に配慮することが重要である。

#### 「数学Ⅲ」(標準単位数 5)

数学に対する興味や関心から、より深く数学を学習したり、将来、数学を専門的に扱うために必要な知識や技能を身に付け、それらを活用したりすることをねらいとしている。標準単位数を5単位に増加し、内容も従前の「数学Ⅲ」より増やしている。「数学Ⅱ」の内容との関連や「数学Ⅲ」の内容相互の関連を重視した指導が求められている。

#### 「数学A」(標準単位数 2)

具体的な事象の考察を通して、数学のよさを認識し、論理的に推論を進めるための学習に役立つ内容を取り上げることとしている。新規に〔課題学習〕が内容に位置付けられ、指導時期や場面を工夫し、数学的活動を一層重視した指導を行うことが求められている。

#### 「数学B」(標準単位数 2)

従前の「数学B」の内容を一部引き継ぎ、数学の活用面において基礎的な役割を果たすと考えられる内容で構成されている。

## 2 履修の在り方

### (1) 科目の履修

- ① 共通必修履修科目は「数学Ⅰ」である。
- ② 「数学Ⅰ」, 「数学Ⅱ」, 「数学Ⅲ」及び「数学活用」は, その内容のすべてを履修させる科目であり, 「数学A」, 「数学B」は, 生徒の実態や単位数等に応じてその内容を選択して履修させる科目である。

### (2) 履修の順序及び分割履修等

- ① 「数学Ⅰ」, 「数学Ⅱ」, 「数学Ⅲ」は, 原則として, この順に履修させるものとする。
- ② 「数学A」は, 原則として, 「数学Ⅰ」と並行あるいは「数学Ⅰ」履修後に履修させるものとし, 「数学B」は, 原則として, 「数学Ⅰ」履修後に履修させるものとする。
- ③ 「数学活用」は, 他科目との履修順序が規定されていないことを踏まえ, 必要に応じて他科目や他教科の内容に関連付けて扱うことも考えられる。

## 理数科に属する数学的分野

### 1 改訂の要点

#### (1) 理数科の目標

事象を探究する過程を通して, 科学及び数学における基本的な概念, 原理・法則などについての系統的な理解を深め, 科学的, 数学的に考察し表現する能力と態度を育て, 創造的な能力を高める。

#### (2) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

- ① 科目の構成は, 「理数数学Ⅰ」, 「理数数学Ⅱ」, 「理数数学特論」及び「課題研究」の4科目となっている。
- ② 「理数数学Ⅰ」と「理数数学Ⅱ」の内容は, 「数学Ⅰ」, 「数学Ⅱ」, 「数学Ⅲ」, 「数学A」及び「数学B」の内容を再編成したものとなっているが, 必要に応じて, これらの科目の内容を発展, 拡充させて取り扱うものとする。
- ③ 「理数数学特論」は, 六つの内容の中から適宜選択させるものとなっている。
- ④ 「課題研究」は, 数学的分野及び理数的分野にまたがる新たな科目として設けられた。

## 2 履修の在り方

### (1) 科目の履修

理数に関する各学科においては, 「理数数学Ⅰ」, 「理数数学Ⅱ」及び「課題研究」は, 原則としてすべての生徒に履修させるものとする。

### (2) 履修の順序及び分割履修等

- ① 「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」は, 原則として, 「理数数学Ⅰ」を履修した後に履修させるものとする。
- ② 各科目の指導に当たっては, 大学や研究機関, 博物館, 科学館などと積極的に連携, 協力を図るようにする。

# 理 科

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

今回の改訂では、生徒が目的意識をもって主体的に観察や実験を行うよう配慮して指導することが新たに示されている。改訂に当たっての基本的な考え方は、次のようにまとめることができる。

- ① 科学的な概念の理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を図る。
- ② 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、探究的な学習活動を一層充実する。
- ③ 物理、化学、生物及び地学のうち3領域以上を学び、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心をもち続ける態度を育てる。
- ④ 生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて学べるよう履修の柔軟性を向上させる。
- ⑤ 今日の科学や科学技術の急速な進展に伴って変化した内容については、その変化に対応できるように学習内容を見直す。
- ⑥ 科学や科学技術の成果と日常生活や社会との関連にも留意し、改善を図る。

### (2) 新しい科目設定の趣旨及びその内容について

#### 「科学と人間生活」(標準単位数 2)

この科目は、中学校理科で学習した内容を基礎として、科学と人間生活とのかかわりについて学び、身近な事物・現象に関する観察・実験などを通して自然や科学技術に対する興味・関心を高めていく点に特色をもち、「科学技術の発展」、「人間生活の中の科学」及び「これからの科学と人間生活」の三つの大項目で構成されている。「人間生活の中の科学」は、四つの中項目についてそれぞれ二つの小項目で構成されており、中項目ごとにいずれかの小項目を選択することになっている。

#### 「理科課題研究」(標準単位数 1)

この科目は、従前の「Ⅱを付した科目」の中で扱っていた課題研究を、一層充実させるため新設された。生徒自らが科学に関する課題を設定し、探究活動などで用いた探究の方法を活用して個人又はグループで研究を行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに、創造的な思考力を養うことを意図した科目である。課題については理科の内容のほか、先端科学や学際的領域の内容からも選択することが可能となっており、指導に際して大学や研究機関、博物館などと積極的に連携・協力を図るようにする。また、研究の成果については、報告書の作成や発表の機会を重視している。

### (3) 各科目の内容及び内容の取扱い等について

#### 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」(標準単位数 各 2)

従前の「Ⅰを付した科目」、「Ⅱを付した科目」のうち、中学校と高等学校との接続を考慮しながら、日常生活や社会との関連を重視し各科目への関心を高め、探究する能力と態

度を育てるとともに、基本的な概念や原理・法則性を理解させることを目標として設けられた。

「物理」、「化学」、「生物」、「地学」（標準単位数 各 4）

「基礎を付した科目」との関連を図りながら、自然の事物・現象を探究する能力と態度を身に付けさせるとともに、基本的な概念や原理・法則性の理解を深めさせ、科学的な自然観を育てることを目標として設けられた。

## 2 履修の在り方

### (1) 必履修科目

必履修科目は、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目となっている。

### (2) 科目の履修年次と履修順序

各科目の履修年次の指定はない。

また、各科目の履修順序について、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目は、原則として、それぞれに対応する「基礎を付した科目」を履修した後に履修させるものとする。

「科学と人間生活」は、特に履修の順序の指定はないが、「科学と人間生活」を履修させ、生徒の興味や関心を高めた後、「基礎を付した科目」を選択させたり、「基礎を付した科目」との関連を図りながら並行して履修させたりすることが考えられる。

「理科課題研究」は、一つ以上の「基礎を付した科目」を履修させた後に履修させる。

## 理数科に属する理科学的分野

### 1 改訂の要点

科目構成は従前どおり「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」の4科目となっている。これらの各科目の内容は、対応する各科目の内容を発展的、系統的にまとめたものである。また、今回、数学的分野及び理科学的分野にまたがる新たな科目として「課題研究」が設けられた。これは、従前、「理数数学研究」、「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」の内容であった課題研究を発展させたもので、探究的な活動を通して課題を解決する中で専門的な知識と技能の深化、統合を図り、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てるものになっている。

### 2 履修の在り方

理数に関する学科における数学的分野及び理科学的分野にまたがる原則履修科目は「課題研究」である。また、「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」については、これらのうちから、原則として3科目以上をすべての生徒に履修させるものとする。なお、これら3科目以上の履修をもって、理科の必履修科目の履修に替えることができる。

# 保健体育

## 1 改訂の要点

### (1) 目標

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

今回の改訂では、心と体を一体としてとらえることを引き続き重視するとともに、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを目指している。

### (2) 内容及び内容の取扱いの改善について

#### 「体育」(標準単位数 7~8)

- ① 卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにすることを目指し、中学校第3学年との接続を踏まえつつ、それぞれの運動やスポーツの特性や魅力により深く触れられるよう、領域選択の方法が変更された。

具体的には、各年次で「体づくり運動」、「体育理論」をすべての生徒に履修させるとともに、入学年次では、中学校第3学年との接続を踏まえ、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」及び「ダンス」のまとまりと、「球技」、「武道」のまとまりの中からそれぞれ1領域以上を選択して履修させる。その次の年次以降においては、それぞれの運動が有する特性や魅力に深く触れることができるよう「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」及び「ダンス」の中から2領域以上を選択して履修させる。

- ② 運動に関する領域が、(i)技能(「体づくり運動」は運動)、(ii)態度、(iii)知識、思考・判断の3領域に整理・統合された。また、(i)技能がその具体的な動きまで示されるなど、それぞれの指導内容が明確にされた。

- ③ 「体づくり運動」については、各年次で7~10単位時間程度の授業時数を、「体育理論」については、各年次で6単位時間以上の授業時数を配当するなど、扱うべき授業時数が規定された。

- ④ 「球技」については、取り扱う運動種目は原則として従前どおりであるが、特性や魅力に応じて、内容を相手コートに侵入して攻防を楽しむ「ゴール型」、ネットをはさんで攻防を楽しむ「ネット型」、攻守を交代して攻防を楽しむ「ベースボール型」に分類し示された。

なお、入学年次には、それらの中から二つを、その次の年次以降には、一つを選択して履修できるようにすることが示された。

- ⑤ 「武道」については、我が国固有の伝統と文化により一層触れさせるため、中学校の学習の基礎の上に、より深められる機会を確保するよう配慮するものとされ、希望する生徒が確実に履修できるよう選択や学習の機会の充実を図るものとされた。

#### 「保健」(標準単位数 2)

- ① 個人生活及び社会生活における健康・安全に関する理解を通して健康についての総合的な認識を深め、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切

に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力の育成を図ることに重点を置き、小学校、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導を行うこととされた。

② 内容のまとまりは、従前の内容を踏まえて「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」及び「社会生活と健康」の3項目とされた。

③ 内容については、個人生活及び社会生活に関する事項を正しく理解できるようにするため、他教科及び小学校、中学校の内容との関連を考慮して高等学校における基礎事項が明確にされた。

具体的には、健康の考え方に関する内容が明確にされるとともに、様々な保健活動や対策などについて内容の配列が再構成された。また、医薬品に関する内容が改善された。

④ 心身の健康の保持増進の実践力を育成するため、単なる暗記や知識理解にとどまらず、知識を活用する学習活動を取り入れるなど思考力・判断力などの資質や能力が育成されるよう指導方法の工夫を行うことが示された。

## 2 履修の在り方

(1) 必修科目は、「体育」及び「保健」の2科目である。

(2) 「体育」は、各年次の単位数をなるべく均分して配当するものとする。

(3) 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次に各1単位を配当して履修させるものとする。

# 体 育（専門教科）

## 1 改訂の要点

(1) 目 標

心と体を一体としてとらえ、スポーツについての専門的な理解及び高度な技能の習得を目指した主体的、合理的、計画的な実践を通して、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの振興発展に寄与する資質や能力を育て、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

(2) 科目の名称及び科目編成

従前の「体育理論」、「ダンス」、「野外活動」、「体づくり運動」が、それぞれ「スポーツ概論」、「スポーツⅣ」、「スポーツⅤ」、「スポーツⅥ」に名称変更されるとともに、「スポーツ総合演習」が新設され、従前の「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「スポーツⅢ」と合わせて7科目から8科目による構成に変更された。

## 2 履修の在り方

(1) 「スポーツ概論」、「スポーツⅤ」、「スポーツⅥ」及び「スポーツ総合演習」は、原則として、すべての生徒に履修させるものとする。

(2) 「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「スポーツⅢ」及び「スポーツⅣ」は、これらの中から生徒の興味や適性等に応じて1科目以上を選択して履修させるものとする。

# 芸 術

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

今回の改訂では、「芸術文化についての理解を深め」ることが新たに加えられた。「音楽」、  
「美術」、  
「工芸」及び「書道」に関する各科目においても、文化の理解に関する目標が示されるとともに、我が国の伝統的な芸術文化の取扱いが一層重視された。また、生涯学習社会の一層の進展に対応するため、「音楽」、  
「美術」、  
「工芸」及び「書道」のⅠ及びⅡを付した科目の目標にも、「生涯にわたり」が加えられ、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てることが明確に示された。

### (2) 科目の構成

科目の構成は、「音楽」、  
「美術」、  
「工芸」及び「書道」のそれぞれに、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを付した12科目であり、標準単位数は各2である。

## 2 履修の在り方

- (1) 「音楽Ⅰ」、  
「美術Ⅰ」、  
「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目をすべての生徒に履修させる。
- (2) 「Ⅱを付した科目」は、それぞれに対応する「Ⅰを付した科目」を履修した後に、「Ⅲを付した科目」は、それぞれに対応する「Ⅱを付した科目」を履修した後に履修させることを原則とする。
- (3) 「Ⅱを付した科目」及び「Ⅲを付した科目」も、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

## 音 楽（共通教科）

### 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「音楽Ⅰ」は、中学校との接続の観点から、中学校音楽科の指導内容との関連を十分に考慮するとともに、芸術科音楽の基礎となる科目であるため、指導計画の作成に当たっては、「A表現」の「歌唱」、  
「器楽」、  
「創作」及び「B鑑賞」のそれぞれ特定の活動のみに偏ることのないように留意する必要がある。
- (2) 「音楽Ⅱ」では、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすため、「A表現」については、「歌唱」、  
「器楽」又は「創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」については、我が国や郷土の伝統音楽を含む多様な音楽文化についての理解を深めていく観点から、適切かつ十分な授業時間を確保することとしている。
- (3) 「音楽Ⅲ」は、生徒の興味・関心、能力・適性等に応じた学習内容を設定し、一人一人の個別的な深化を図るため、「A表現」の「歌唱」、  
「器楽」、  
「創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、いずれを選択した場合においても、我が国や郷土の伝統音楽を含めるようにして、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重する態度を

育てるものとする。

- (4) 「B鑑賞」の指導に当たっては、楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。
- (5) 音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせ、音環境への関心を高めるよう配慮するものとする。また、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

## 美 術（共通教科）

### 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「美術Ⅰ」は、中学校美術科における学習を基礎にして設けられた科目であり、内容の「表現」及び「鑑賞」の指導に当たっては、中学校における学習経験や生徒の能力・適性、興味・関心等を十分に考慮して一貫性のある指導計画を作成する。また、表現活動に偏ることなく鑑賞活動の授業時数を適切かつ十分に確保するものとする。
- (2) 表現領域「絵画」と「彫刻」は、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、絵画と彫刻のいずれかを選択したり、両方を取り扱ったりすることができる。また、「絵画」と「彫刻」を一体的に扱うことができる。
- (3) 「美術Ⅰ」の「デザイン」と「映像メディア表現」については、「映像メディア表現」において目的や機能などを考えた表現を取り扱う場合、「デザイン」といづれか一方を選択して扱うことができる。

「表現」の指導計画の作成例

例	(1)絵画・彫刻 (感じ取ったこと)		(2)デザイン (目的や機能)	(3)映像メディア表現	
	絵画	彫刻		(感じ取ったこと)	(目的や機能)
1	○		○		
2		○	○		
3	○				○
4		○			○

この「指導計画の作成例」1～4を上回って題材を設定することは可能である。

- (4) 「美術Ⅰ」の「映像メディア表現」においては、「伝達」のための表現の能力の育成だけでなく、「感じ取ったことや考えたこと」を基にした表現の能力の育成を図ること。
- (5) 「美術Ⅱ」においては、個性を生かした創造的な資質や能力を高めるため、表現領域の「絵画」、「彫刻」、「デザイン」及び「映像メディア表現」のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するものとする。
- (6) 「美術Ⅲ」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、表現領域の「絵画」、「彫刻」、「デザイン」及び「映像メディア表現」の各分野又は鑑賞領域から一つ以上を選択して学習するものとする。
- (7) 鑑賞領域では、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても扱うようにする。また、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れ言語活動の充実を図るとともに、知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。



## 工 芸（共通教科）

### 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「工芸Ⅰ」は、中学校美術科における学習を基礎にして設けられた科目であり、内容の「表現」及び「鑑賞」の指導に当たっては、中学校における学習経験や生徒の能力・適性、興味・関心等を十分に考慮して一貫性のある指導計画を作成する。また、表現活動に偏ることなく鑑賞活動の授業時数を適切かつ十分に確保するものとする。
- (2) 「工芸Ⅱ」では、個性を生かした創造的な資質や能力を高めるため、表現領域の「身近な生活と工芸」、「社会と工芸」のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するものとする。
- (3) 「工芸Ⅲ」では、個性を更に伸ばすことができるようにするため、表現領域の「身近な生活と工芸」、「社会と工芸」の各分野又は鑑賞領域から一つ以上を選択して学習するものとする。
- (4) 鑑賞領域では、日本の工芸も重視して扱うとともに、アジアの工芸などについても扱うようにする。また、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れ言語活動の充実を図るとともに、知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

## 書 道（共通教科）

### 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「書道Ⅰ」は、表現領域の「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」及び「仮名の書」の3分野すべてを学習させるものとする。
- (2) 「書道Ⅰ」の表現領域においては、中学校国語科書写（身の回りの書）との一貫性を考慮し、日常生活における書として硬筆も取り上げるものとする。
- (3) 「書道Ⅰ」の鑑賞領域では、漢字の書体の変遷や仮名の成立について理解させる。
- (4) 「書道Ⅰ」で取り扱う書体等は、次のとおりである。

分 野	書 体 等
漢字仮名交じりの書の漢字	楷書，行書
漢字仮名交じりの書の仮名	平仮名，片仮名
漢字の書	楷書，行書 (生徒の特性等を考慮し、草書，隸書及び篆書を加えることもできる。)
仮名の書	平仮名，片仮名，変体仮名
篆刻等	篆書，刻字，工芸的作品（陶芸，染色など）

- (5) 「書道Ⅱ」の表現領域では、地域や学校の実態を考慮して「漢字の書」、「仮名の書」から一つ以上を選択し、「漢字仮名交じりの書」と合わせて二つ以上の分野を扱うとともに鑑賞領域も学習させる。
- (6) 「書道Ⅱ」で取り扱う書体は、「書道Ⅰ」で扱った書体に「漢字仮名交じりの書」で草書を加える。また、「書道Ⅱ」の「漢字の書」では篆刻を扱うものとするが、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる。

- (7) 「書道Ⅲ」は表現領域の「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」又は鑑賞領域のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (8) 鑑賞領域では、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れ言語活動の充実を図るとともに、知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

## 音 楽（専門教科）

### 1 改訂の要点

#### (1) 目 標

音楽に関する専門的な学習を通して、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。

#### (2) 科目の構成

今回の改訂では、「鑑賞研究」が新設され、従前の「演奏法」が「演奏研究」に改められて、従前の7科目から8科目になった。

### 2 履修の在り方

音楽に関する各学科においては、次の事項に配慮するものとする。

#### (1) 原則として、すべての生徒に履修させる各科目

「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」、「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」

#### (2) 専門的に履修させる各科目

「声楽」の内容の「(1)独唱」、「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」、「(2)弦楽器の独奏」、「(3)管楽器の独奏」、「(4)打楽器の独奏」、「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」

#### (3) 各年次にわたり履修させる各科目

上記(2)に示す科目、「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」、「(2)和声法」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」

#### (4) 専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。

#### (5) 専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

### 3 内容の取扱いについての留意事項

#### (1) 「声楽」及び「器楽」では、演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れることや、他者と協調しながら活動することによって、より一層幅広い表現の諸能力を養うため、アンサンブルの活動を重視して扱うこと。

#### (2) 音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせ、音環境への関心を高めるよう配慮するものとする。また、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

# 美術（専門教科）

## 1 改訂の要点

### (1) 目標

美術に関する専門的な学習を通して、美的体験を豊かにし、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、美術文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。

### (2) 科目の編成

従前の「映像メディア表現」が「情報メディアデザイン」と「映像表現」に再構成され、従前の12科目から13科目になった。

## 2 履修の在り方

美術に関する各学科においては、次の事項に配慮するものとする。

### (1) 原則としてすべての生徒に履修させる科目

「美術史」、「素描」及び「構成」

### (2) 選択して履修させる各科目

「美術史」、「素描」及び「構成」以外の科目の履修については、美術の専門性を生かした進路を主体的に選択する能力の育成を図る立場から、選択履修の幅を広げ、複数年次にわたる選択履修を可能にするなど十分に配慮すること。

### (3) 専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。

### (4) 特定の科目を専門的に履修させることや同一の科目を2以上の年次にわたって履修させること、複数の科目を関連付けて取り扱うことなど、履修の仕方を工夫することによって、生徒の特性の伸長が図れるようにすること。

### (5) 専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

## 3 内容の取扱いについての留意事項

### (1) 次に示す科目の内容については、生徒の興味・関心や個性、学校の実態を考慮し、以下のよう扱うことができる。

「絵画」：内容の(1)から(5)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。

「版画」：内容の(2)から(5)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。

「彫刻」：内容の(1)、(2)及び(3)のうちから一つ以上を選択して扱うことができる。

「ビジュアルデザイン」：内容の(2)及び(3)のいずれかを選択して扱うことができる。

「クラフトデザイン」：内容の(3)、(4)及び(5)のうちから一つ以上を選択して扱うことができる。

「環境造形」：内容の(1)から(4)までのうちから一つ以上を選択して扱うことができる。

「鑑賞研究」：内容の(1)、(2)及び(3)のうちから一つ以上を選択して扱うことができる。

### (2) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。



# 外国語

## 1 改訂の要点

### (1) 目標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。

今回の改訂では、中学校における学習の基礎の上に、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能を総合的に育成するための統合的な指導を行い、生徒のコミュニケーション能力を更に伸ばすことが求められている。

### (2) 科目設定の趣旨について

科目	科目設定の趣旨
「コミュニケーション英語基礎」 「コミュニケーション英語Ⅰ」 「コミュニケーション英語Ⅱ」 「コミュニケーション英語Ⅲ」	4技能の総合的な育成を図るコミュニケーション科目
「英語表現Ⅰ」 「英語表現Ⅱ」	「話すこと」及び「書くこと」に関する技能を中心に論理的に表現する能力の育成を図る科目
「英語会話」	会話する能力の向上を図る科目

### (3) 各科目の内容について

#### 「コミュニケーション英語基礎」(標準単位数 2)

中学校学習指導要領に示されている、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」のそれぞれの言語活動を参照しつつ、生徒の実態や習熟の程度を把握し、それに基づき授業を計画した上で、言語活動を英語で行う。

#### 「コミュニケーション英語Ⅰ」(標準単位数 3)

生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、事物に関する紹介や対話などを聞いて、情報や考えなどを理解したり、概要や要点をとらえたりするなどの言語活動を英語で行う。

#### 「コミュニケーション英語Ⅱ」(標準単位数 4)

生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、事物に関する紹介や報告、対話や討論などを聞いて、情報や考えなどを理解したり、概要や要点をとらえたりするなどの言語活動を英語で行う。

#### 「コミュニケーション英語Ⅲ」(標準単位数 4)

「コミュニケーション英語Ⅱ」に示されている言語活動を更に発展させて行う。

#### 「英語表現Ⅰ」(標準単位数 2)

生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、与えられた話題について、即興で話すなどの言語活動を英語で行う。

#### 「英語表現Ⅱ」(標準単位数 4)

生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、与えられた条件に合わせて、即興で話すなどの言語活動を英語で行う。

#### 「英語会話」(標準単位数 2)

生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の

使用場面を設定して、相手の話を聞いて理解するとともに、場面や目的に応じて適切に応答するなどの言語活動を英語で行う。

(4) 内容の取扱い等について

- ① 指導する語数を充実させる。例えば、「コミュニケーション英語Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「コミュニケーション英語Ⅲ」をすべて履修した場合、高等学校で1,800語程度を指導することとなる。
- ② 文法項目については、言語活動と効果的に関連付けながら、すべての事項を「コミュニケーション英語Ⅰ」において適切に取り扱うものとする。
- ③ 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は生徒の理解の程度に応じた英語で行うことを基本とする。
- ④ 英語以外の外国語を取り扱う際は、英語に関する各科目の目標及び内容等に準ずるものとする。

## 2 履修の在り方

- (1) 「コミュニケーション英語Ⅰ」を共通必修履修科目とする。
- (2) 「コミュニケーション英語Ⅱ」は「コミュニケーション英語Ⅰ」を履修した後に、「コミュニケーション英語Ⅲ」は「コミュニケーション英語Ⅱ」を履修した後に、「英語表現Ⅱ」は「英語表現Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則とする。
- (3) 「コミュニケーション英語基礎」を履修させる場合、「コミュニケーション英語Ⅰ」は「コミュニケーション英語基礎」を履修した後に履修させることを原則とする。

# 英 語（専門教科）

## 1 改訂の要点

(1) 目標

英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。

(2) 科目の構成

今回の改訂では、「生活英語」及び「コンピュータ・LL演習」を廃止し、従前の7科目から5科目による構成に変更された。

## 2 履修の在り方

英語を専門とする学科においては、「総合英語」及び「異文化理解」を、原則として、すべての生徒に履修させるものとする。

## 3 内容の取扱いについての留意事項

- (1) 「総合英語」については外国語科のコミュニケーション科目の内容等を、「英語表現」については表現科目の内容等を、それぞれ適宜発展、拡充し系統的に指導を行うものとする。
- (2) 「総合英語」の指導内容において新設された〔課題研究〕をはじめとして、専門科目としてふさわしい内容を取り扱うものとする。

## 家 庭（共通教科）

### 1 改訂の要点

#### (1) 目 標

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、以下の3点が重視されている。

- ① 人間は誕生してから死に至るまで、生涯にわたって発達するという視点が従前より一層明確にされた。
- ② 人の一生を時間軸としてとらえるとともに、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動にかかわる事柄を空間軸としてとらえ、各ライフステージの課題と関連付けて理解させる。
- ③ 生活に必要な知識と技術の習得を通して、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、男女が協力して家庭や地域の生活を創造することができるようにする。

#### (2) 各科目の目標、内容及び内容の取扱いについて

	「家庭基礎」 (標準単位数 2)	「家庭総合」 (標準単位数 4)	「生活デザイン」 (標準単位数 4)
目 標	人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する  基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、 家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、 生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。	人の一生と家族・家庭、子どもや高齢者とのかかわりと福祉、消費生活、衣食住などに関する  知識と技術を総合的に習得させ、 家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、 生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。	人の一生と家族・家庭及び福祉、消費生活、衣食住などに関する  知識と技術を体験的に習得させ、 家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、 生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。
内 容	(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 生活の自立及び消費と環境 (3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	(1) 人の一生と家族・家庭 (2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉 (3) 生活における経済の計画と消費 (4) 生活の科学と環境 (5) 生涯の生活設計 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 (3) 食生活の設計と創造 (4) 衣生活の設計と創造 (5) 住生活の設計と創造 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

	「家庭基礎」	「家庭総合」	「生活デザイン」
内容の取扱い	実践的・体験的な学習活動を中心として指導するとともに、相互に有機的な関連を図り展開できるよう配慮する。	実践的、体験的な学習活動を中心として科学的かつ総合的に指導するとともに、問題解決的な学習を充実するよう配慮する。	内容の(1)のオ、カ、(3)のエ、(4)のエ、(5)のエについては、生徒の興味・関心等に応じて、適宜項目(※)を選択して履修させる。 (3)(4)(5)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。

※ { (1) オ 子どもとの触れ合い、カ 高齢者とのコミュニケーション、(3) エ 食生活のデザインと実践  
(4) エ 衣生活のデザインと実践、(5) エ 住生活のデザインと実践

## 2 履修の在り方

- (1) 「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」の3科目のうち1科目を必修履修科目として履修すること。生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じて、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望ましい。
- (2) 総授業時数のうち、原則として、10分の5以上を実験・実習に配当すること。
- (3) 「家庭基礎」は、原則として同一年次で履修させること。
- (4) 「家庭総合」及び「生活デザイン」を複数の年次にわたって分割履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。なお、複数の年次にわたって分割履修させる場合、1単位の履修を避けること。
- (5) 「家庭基礎」履修後に、「家庭総合」又は「生活デザイン」を重ねて履修することはできない。
- (6) 中学校技術・家庭科、公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

## 3 配慮事項

- (1) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題解決的な学習を充実すること。  
また、「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のいずれの科目においても、「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を履修させ、その充実を図ること。
- (2) 言語活動を充実するために、子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い、他者とのかかわる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動を充実すること。
- (3) 食に関する指導については、家庭科の特性を生かして、食育の充実を図ること。



# 家 庭（専門教科）

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、以下の3点が重視されている。

- ① 衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業の各分野で職業人として必要とされる資質や能力を育成する。
- ② 生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成する。
- ③ 生活産業を取り巻く諸課題を倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る能力と態度を育てる。

これらを踏まえて、生活産業における将来のスペシャリストに必要な資質や能力を育成する視点が一層明確にされた。

### (2) 科目構成と内容について

科目構成は、従前の19科目から20科目に改められた。

分 野	分 野 別 科 目	基礎的科目	総合的科目
ヒューマンサービス関連分野	子どもの発達と保育★ 子ども文化★ 生活と福祉★	生活産業基礎 生活産業情報	課題研究 消費生活★
住生活関連分野	リビングデザイン★		
衣生活関連分野	服飾文化 ファッション造形基礎★ ファッション造形 ファッションデザイン 服飾手芸		
食生活関連分野	フードデザイン★ 食品（※） 食文化（※） 食品衛生（※） 調理（※） 公衆衛生（※） 栄養（※）		
※は、調理師養成に必要な科目			

★は、普通科等で履修することが考えられる科目例を示している。

#### ① 名称が変更された科目

「生活産業情報」・・・「家庭情報処理」から変更

生活産業における情報化の進展に適切に対応できるとともに、生活産業の各分野で情報及び情報手段を適切に活用する能力を育成することをねらいとしている。

「子どもの発達と保育」・・・「発達と保育」から変更

発達の特性や発達過程を踏まえた子どもの発達について理解させるとともに、保育に関する知識と技術を習得させ、地域の子育て支援に寄与できるようにすることをねらいとしている。

### 「子ども文化」・・・「児童文化」から変更

子どもと遊び、子どもの表現活動などに関する知識と技術を習得させ、子ども文化の充実に貢献すること、子どもと遊びを通して触れ合うなどの活動ができるようにすることをねらいとしている。

### 「生活と福祉」・・・「家庭看護・福祉」から変更

高齢者の介護と福祉に関する知識と技術を習得させ、高齢者への自立生活支援ができる能力と実践的な態度を育てることをねらいとしている。

## ② 整理分類された科目

### 「ファッション造形基礎」、 「ファッション造形」・・・「被服製作」から変更

「ファッション造形基礎」は、ファッションを造形するための基礎的・基本的な内容として、被服の構成、被服材料の選択、洋服や和服の製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

「ファッション造形」は、「ファッション造形基礎」の内容を発展させ、高度な被服の構成を理解させ、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して、ファッション製品を製作できる人材を育成するために、応用性のある知識と技術を習得させることをねらいとしている。

## 2 履修の在り方

- (1) 家庭に関する各学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。
- (2) 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させること。「生活産業基礎」は低学年で、「課題研究」は高学年で履修させることが望ましい。
- (3) 家庭に関する各学科においては、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (4) 家庭に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば「公衆衛生」を「保健」に、「生活産業情報」を「社会と情報」に代替することができる。
- (5) 家庭に関する各学科においては、原則として家庭に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。
- (6) 「ファッション造形」については、「ファッション造形基礎」を履修した後に履修させるものとする。
- (7) 普通科等において、家庭に関する専門科目を履修させようとする場合、原則として以下のよう履修させるものとする。
  - ① 「家庭基礎」を履修させる場合は、その履修が終わってから家庭に関する専門科目を履修させるものとする。
  - ② 「家庭総合」及び「生活デザイン」を連続する2か年にわたって履修させる場合は、当該科目を履修させる上位学年において、あるいはその履修が終わってから家庭に関する専門科目を履修させるものとする。

## 3 配慮事項

学習の効果を上げる観点から、ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動を積極的に活用する。

# 情 報（共通教科）

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

目標は、従前と大きな変更はなく、「知識基盤社会」の時代に適切に対応することができる能力・態度の育成が重視され、問題解決能力などを育成し、社会の情報化の進展に主体的に対応できるようにすることを目指している。

### (2) 科目の改訂の趣旨及びその内容について

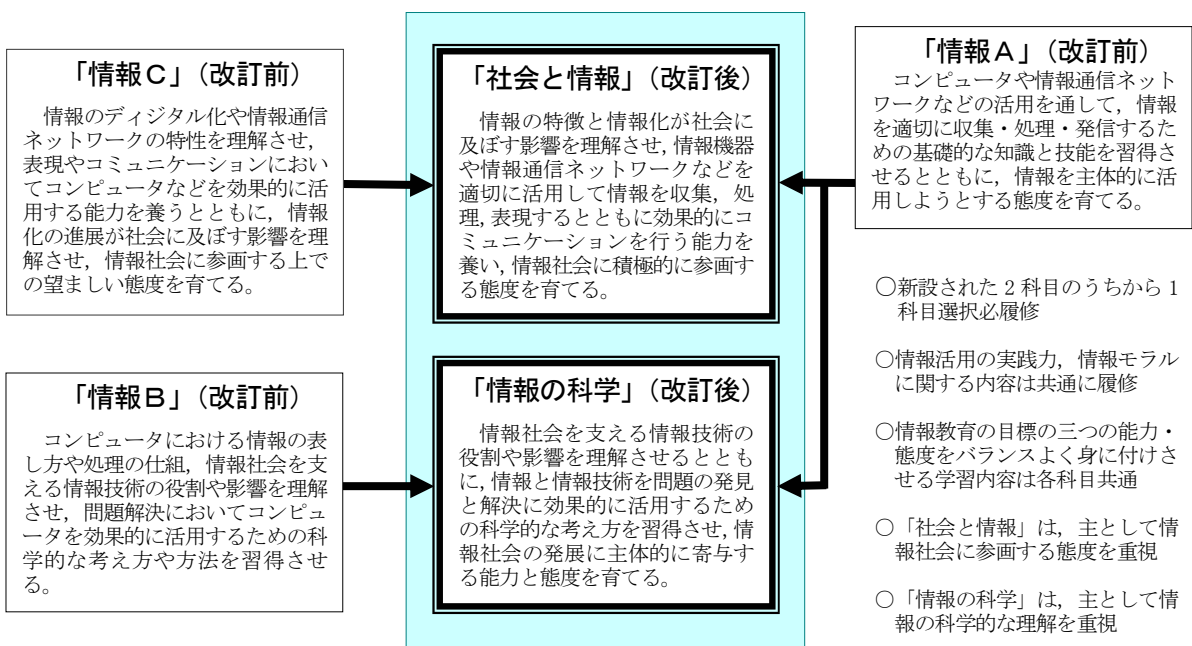
義務教育段階において情報手段の経験が浅い生徒の履修を想定して設置した「情報A」については発展的に解消し、主に情報社会に参画する態度を育成する学習を重視した「情報C」の内容を柱とした「社会と情報」と、主に情報の科学的な理解を深める学習を重視した「情報B」の内容を柱とした「情報の科学」が新設された。

#### 「社会と情報」（標準単位数 2）

情報社会に積極的に参画する態度を育てることをねらいとした科目である。情報モラルや望ましい情報社会の構築の視点から情報化が社会に及ぼす影響について理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行うために必要な基礎的な知識と技能を習得させる。

#### 「情報の科学」（標準単位数 2）

情報社会の発展に主体的に寄与する能力と態度を育てることをねらいとした科目である。問題解決とのかかわりの中で、情報機器や情報通信技術を効果的に活用するための知識と技能を習得させ、そこで利用されるコンピュータによる処理手順の自動実行、論理的な考え方、統計的なデータの扱い方などを様々な場面で活かせる応用力を習得させる。



## 2 履修の在り方

### (1) 選択必修履修

いずれの進路を選択した場合でも必要となる情報活用能力を身に付けさせるため、共通教科情報は、すべての生徒に履修させる教科であり、生徒の能力・適性、多様な興味・関心、進路希望等に応じて「社会と情報」及び「情報の科学」のうち1科目を選択履修させる。

### (2) 原則として同一年次で履修

同一年次で集中的に2単位を履修させた方がより情報活用能力の定着に効果的である。そこで、「社会と情報」又は「情報の科学」を教育課程に位置付ける際は、各科目は原則として同一年次に位置付ける。

### (3) 他の各教科・科目等との連携

共通教科情報のねらいは、情報活用能力を育成することであるが、このねらいは共通教科情報の学習だけで達成されるのではなく、各教科・科目等のすべての教育活動を通して達成されるものである。中学校における情報教育の成果を踏まえ、共通教科情報と他の教科・科目等との連携を図るには、次のような指導計画の作成に工夫が必要である。

- ① 履修年次を考慮する。
- ② 指導内容の実施時期について、相互に関連付けながら決定する。
- ③ 教材等を共有する。
- ④ 学習課題と情報手段を活用した学習活動と実習の有機的な関連を図る。

## 3 配慮事項

### (1) 実習の積極的な取り入れ

実習などの実践的・体験的な学習活動を通して各科目の目標を達成し、その内容を実現することができるよう配慮し、指導の効果を高める必要がある。各科目における実習に配当する授業時数の割合は、各学校の実情に応じて弾力的に設定できるが、情報活用能力を確実に身に付けさせるためには、情報手段を活用した実習を積極的に取り入れることが必要である。

### (2) 情報モラルの育成

生徒一人一人が、情報モラルの意義や重要性等について理解し、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、情報モラルが尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう配慮する。そのためには、生徒が自ら考え、討議し、発表し合う学習活動を多く取り入れるなどして、単なるルール理解の指導にならないようにする。

### (3) 具体例などの見直し

情報技術の進展により、授業で扱う具体例などは適宜見直すことが必要である。授業で扱う具体例を選ぶ基準としては、最先端のものであることよりも、機器や技術の原理などが生徒にとって分かりやすいものであることを優先させる。

# 情 報（専門教科）

## 1 改訂の要点

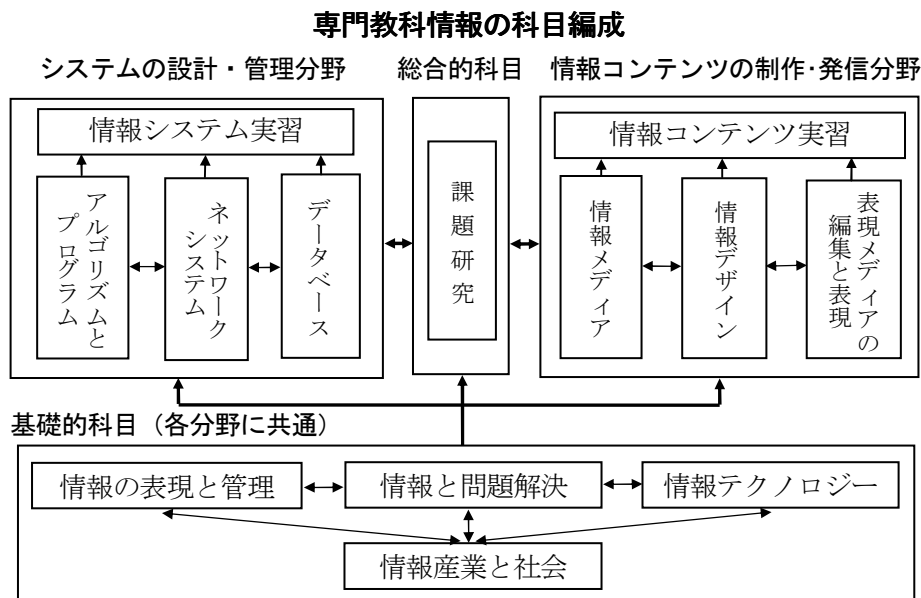
### (1) 目 標

情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、情報社会の諸問題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、情報産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、情報産業の構造の変化や情報産業が求める人材の多様化、細分化、高度化に対応する観点から、情報の各分野における専門性にかかわる基礎的な知識と技術の習得や職業倫理等を育成することが重視された。また、遵法精神や安全に配慮するなどの社会的責任が強く求められることを理解させることが必要であるため「倫理観をもって」が加えられた。

### (2) 科目の改訂の趣旨及びその内容について

専門教科情報の13科目は下図のように分類され、「情報産業と社会」などを各分野の基礎的科目に位置付け、情報システムと情報コンテンツの各分野については、進路希望等に応じて選択する応用選択的科目となっている。



#### ① 新設された科目

##### 「情報と問題解決」

情報や情報手段を活用した問題の発見から解決までに必要となる基礎的な知識と技術を習得させるとともに、問題解決の過程と結果を評価する能力と態度を育成する。

##### 「情報テクノロジー」

情報の各分野の学習の基盤として、コンピュータ等を活用した実習などを通して実際に適切かつ効果的に活用できるよう、実践的な能力と態度を育成する。

##### 「データベース」

データベースに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育成するとともに、情報の質や信頼性を確保することができる実践力を高める。

### 「情報メディア」

情報メディアの特性等を理解させ、実際に適切かつ効果的に活用できるように、実践的な能力と態度を育成する。

#### ② 整理統合された科目

##### 「表現メディアの編集と表現」

従前の「図形と画像の処理」と「マルチメディア表現」が整理統合された。

#### ③ 名称変更された科目

##### 「情報の表現と管理」・・・「情報と表現」から変更

情報を目的に応じて適切に表現するとともに、管理し活用する能力と態度を育てる。

##### 「アルゴリズムとプログラム」・・・「アルゴリズム」から変更

アルゴリズムの表現技法を、プログラムと関連付けながら身に付けさせる。

##### 「情報デザイン」・・・「コンピュータデザイン」から変更

質の高い情報コンテンツを制作するため、情報をデザインする能力と態度を育てる。

##### 「情報システム実習」・・・「情報システムの開発」から変更

情報システムの開発実習という実践的・体験的な活動を通して、情報システムの設計・管理にかかわる能力と態度を総合的に育てる。

##### 「情報コンテンツ実習」・・・「マルチメディア表現」から変更

情報コンテンツの開発実習という実践的・体験的な活動を通して、情報コンテンツの制作・発信にかかわる能力と態度を総合的に育てる。

## 2 履修の在り方

### (1) 専門教科の最低必履修単位数

情報に関する各学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。

### (2) 原則としてすべての生徒に履修させる科目

情報に関する各学科においては、「情報産業と社会」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させること。

### (3) 専門科目による必履修科目の代替

情報に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「情報産業と社会」の履修により、「社会と情報」の履修に代替することが可能である。

### (4) 職業学科における総合的な学習の時間の特例

情報に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

### (5) 実験・実習に配当する授業時数の確保

情報に関する各学科においては、原則として情報に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

# 農 業

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割について理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、教科の目標については、次の観点を重視して改善が図られている。

- ① 目標をもった意欲的な学習を通して、農業に関する知識、技術の定着を図り、将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を身に付けさせること。
- ② 学習に取り組む主体的な態度や合理的な思考及び倫理的な姿勢を身に付けた、将来の地域を支える人間性豊かな職業人を育成すること。
- ③ 農林業の多様化・高度化・精密化、安全な食料の生産と供給、地球規模での環境保全及び地域資源の活用など、社会の変化や農業教育の広領域化へ対応すること。

### (2) 教育内容の改善

#### ① 新設された科目

##### 「水循環」

地球環境における水の循環や生物とのかかわりを含め、水に関して一体的に学ばせるため、「農業土木設計」の水と土の性質と「農業土木施工」の農業水利を合わせて「水循環」とされた。

##### 「環境緑化材料」

「造園技術」に含まれている造園緑化材料の内容を基に、庭園、建物周辺などを含めて広く環境緑化等に役立つ材料の開発、利用、維持及び管理のために必要な知識・技術を体系的に学ばせるために「造園技術」と「環境緑化材料」の2科目とされた。

#### ② 整理統合された科目

##### 「農業と環境」

環境学習の重要性の増大に鑑み、農業生物の育成と環境の保全、創造について関連付けて学習する必要があるので、「農業科学基礎」と「環境科学基礎」を整理統合して「農業と環境」とされた。

##### 「微生物利用」

従前の「動物・微生物バイオテクノロジー」に関する動物と微生物の二つの分野は別々の科目として学習する方が効果的であることから、動物バイオテクノロジー分野は「動物バイオテクノロジー」とされ、微生物バイオテクノロジー分野は既存の「微生物基礎」との重複があるため「微生物基礎」と統合し「微生物利用」とされた。

## 2 履修の在り方

### (1) 専門教科の最低必履修単位数

農業に関する各学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。なお、時間割外で「総合実習」を履修させる場合には、その単位数をすべての生徒に履修させる 25 単位に含めないものとする。

### (2) 原則としてすべての生徒に履修させる科目

農業に関する各学科においては、「農業と環境」及び「課題研究」を、原則としてすべての生徒に履修させるものとする。なお、「農業と環境」は、科目の性格やねらいなどから低学年で履修させることが、「課題研究」は、生徒が農業に関する課題を主体的に設定することなどから高学年で履修させることが適当である。

### (3) すべての生徒に履修させることが望ましい科目

農業に関する各学科においては、「総合実習」及び「農業情報処理」をすべての生徒に履修させることが望ましい。なお、「総合実習」は、各学年の時間割内に位置付けた上に、時間割外にも「総合実習」を実施することが望ましい。時間割外で「総合実習」を履修させる場合には、明確な目標と年間の指導計画に基づいて実施することが必要である。

### (4) 専門科目による必履修科目の代替

農業に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「農業情報処理」の履修により、「社会と情報」の履修に代替することが可能である。

### (5) 職業学科における総合的な学習の時間の特例

農業に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

### (6) 実験・実習に配当する授業時数の確保

農業に関する各学科においては、原則として農業に関する科目に配当する総授業時数の 10 分の 5 以上を実験・実習に配当すること。

## 3 配慮事項

ホームプロジェクト及び学校農業クラブ活動を利用して、学習の効果を上げるように留意するものとする。



# 工 業

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境及びエネルギーに配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

従前の目標の精神を基本的に受け継ぎながら、今日的な課題に対応するために、次の点を踏まえ改訂された。

- ① 地球規模の課題である環境問題やエネルギー制約の一層の深刻化などについて考える必要があり、工業製品について資源の節約やリサイクルを踏まえ、原材料の選定から加工、組立、廃棄までの過程において環境やエネルギーに配慮する。
- ② 安全な製品や構造物などのものづくりをするために必要な基礎的・基本的な知識・技術を確実に身に付けさせ、技術者としての倫理観に基づいて課題の解決に取り組む態度を身に付けさせる。
- ③ 社会の発展は、工業の発展と相互に関係しており、より広い視野をもち、安全・安心な新しいものづくりを創造する能力を身に付け、実践的な技能をあわせもった工業技術者を育成する。

### (2) 科目の改訂の趣旨及びその内容について

#### ① 新設された科目

##### 「環境工学基礎」

工業生産において環境への配慮が重要であることを理解させるとともに、環境と工業技術や工業生産のかかわりを自然科学及び工学的な見地から扱い、持続可能な社会の構築に向け主体的に環境保全に資する能力と態度を育てることをねらいとして、工業の各学科で履修できるようになっている。

地域の実態に応じた身近な環境問題を取り上げ、問題点や環境対策技術及び環境マネジメントなどについて調査、報告書の作成、発表などをさせる。

#### ② 名称変更された科目

##### 「コンピュータシステム技術」

情報化とネットワーク化の進展に対応するため、従前の「マルチメディア応用」がコンピュータシステムに関する学習の充実を図った「コンピュータシステム技術」に名称変更された。

情報処理システムの分析、設計、構築、運用などのコンピュータシステムに関する知識と技術を習得させ、ネットワークシステム、データベースシステム、マルチメディアシステムにおける分析、設計、構築、運用、保守など、実際に活用する能力と態度を育てる。

### (3) 工業の各分野における基礎科目

#### ① 各学科における共通的な内容で、かつ基礎的・基本的な内容で構成された4科目

「実習」、「製図」、「工業数理基礎」、「情報技術基礎」

- ② 各学科の特色や生徒の進路希望により選択して履修する5科目  
「材料技術基礎」、**「生産システム技術」**、「工業技術英語」、「工業管理技術」、  
「環境工学基礎」

## 2 履修の在り方

### (1) 専門教科の最低必履修単位数

工業に関する各学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。

### (2) 原則としてすべての生徒に履修させる科目

工業に関する各学科においては、従前と同様に「工業技術基礎」と「課題研究」の2科目を原則として全ての生徒に履修させるものとする。なお、科目の性格やねらいなどから、「工業技術基礎」は低学年で、「課題研究」は高学年で履修させることが望ましい。

### (3) 専門科目による必履修科目の代替

工業に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「情報技術基礎」の履修により、「情報の科学」の履修に代替することが可能である。

### (4) 職業学科における総合的な学習の時間の特例

工業に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

### (5) 実験・実習に配当する授業時数の確保

工業に関する各学科においては、原則として工業に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

### (6) 定時制における実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制課程の工業に関する各学科においては、生徒の工業における実務経験が、その科目の一部を履修したと同様の成果があると認められるとき、履修の一部に替えることができる。

## 3 配慮事項

### (1) 地域や産業界等との連携

地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

### (2) 法令遵守及び事故防止

実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

# 商 業

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、商業教育の対象を従前どおりビジネスとして幅広くとらえるとともに、職業人としての倫理観や遵法精神、起業家精神などを身に付け、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に行い、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成する観点から、次のような改善が図られた。

- ① ビジネスの果たす役割はますます重要なものになることや、商業を学ぶ生徒の多くは、将来何らかのビジネスにかかわることになることから、「ビジネスの意義や役割について理解させる」に改められた。
- ② 社会的責任を担う職業人としては、経済社会の望ましい構成者としての意識を高め、法令を遵守することはもとより、倫理観を醸成し、社会の信頼を得てビジネスの諸活動に取り組むことが大切であることから、「ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い」に改められた。
- ③ 知識や技術、倫理観及び責任感などを基盤として、経済社会の発展に主体的に貢献する意欲をもち、自らの役割を認識してビジネスの諸活動に取り組むことのできる創造的な能力と実践的な態度が大切であることから、「経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」に改められた。

### (2) 科目の編成

商業に関する科目は、従前の 17 科目から 3 科目増の 20 科目で編成され、それぞれの位置付け並びに新設及び整理統合・分類整理・再構成された科目は、以下の通りである。

総合的科目	課題研究 総合実践 ビジネス実務★			
	マーケティング分野	ビジネス経済分野	会計分野	ビジネス情報分野
分野別科目	マーケティング ★ 商品開発 ☆ 広告と販売促進 ★	ビジネス経済 ☆ ビジネス経済応用 経済活動と法	簿記 財務会計Ⅰ 財務会計Ⅱ 原価計算 管理会計 ☆	情報処理 ビジネス情報 電子商取引 ★ プログラミング ビジネス情報管理☆
育成する力	顧客満足実現能力	ビジネス探究能力	会計情報提供・活用能力	情報処理・活用能力
基礎的科目	ビジネス基礎			

〔☆ 新設された科目      ★ 整理統合・分類整理・再構成された科目〕

#### ① 新設された科目

##### 「商品開発」

顧客満足の実現を目指す商品を企画・開発・提案するとともに、流通活動を行う能力と態度を育てる観点から新設された。

##### 「ビジネス経済」

経済に関する基礎的な理論を基に、具体的な経済事象について経済理論と関連付けて考察する能力と態度を育てる観点から新設された。

### 「管理会計」

企業の業績の管理や短期的な意思決定など、会計情報を経営管理に活用する能力と態度を育てる観点から新設された。

### 「ビジネス情報管理」

ビジネスの諸活動における情報機器等の利用拡大に対応し、企業内の情報通信ネットワークの構築や情報システムの開発を行い、業務の合理化を推進する能力と態度を育てる観点から新設された。

## ② 整理統合・分類整理・再構成された科目

### 「ビジネス実務」

従前の「商業技術」と「英語実務」が整理・統合され、ビジネスマナーやコミュニケーションに関する内容が取り入れられた。

### 「マーケティング」、「広告と販売促進」

従前の「商品と流通」と「マーケティング」が、消費者の購買行動の特徴などを踏まえて、マーケティング活動を計画的、合理的に行う「マーケティング」と販売促進、広告、店舗の立地と設計、販売活動などを主体的、創造的に行う「広告と販売促進」に分類・整理された。

### 「電子商取引」

従前の「文書デザイン」が、情報通信ネットワークを活用したビジネスの広がりに対応するため内容が再構成された。

## 2 履修の在り方

- (1) 商業に関する各学科においては、商業に関する科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。ただし、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を 5 単位まで含めることができる。
- (2) 商業に関する各学科においては、「ビジネス基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させるものとする。
- (3) 商業に関する各学科においては、教科の基礎的な科目である「ビジネス基礎」の他に、「簿記」及び「情報処理」を 1 年次から履修させることが望ましい。
- (4) 商業に関する各学科においては、「情報処理」の履修により、「社会と情報」と同様の成果が期待できる場合、「情報処理」の履修をもって「社会と情報」の履修に代替することができる。
- (5) 商業に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (6) 「財務会計Ⅱ」は、原則として、「財務会計Ⅰ」を履修した後に履修させるものとする。

# 水 産

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

水産や海洋の各分野における基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産業及び海洋関連産業の意義や役割を理解させるとともに、水産や海洋に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な水産業及び海洋関連産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、従前の目標である海を取り巻く産業の変化等に注目するとともに、水産や海洋を幅広くとらえて学習するという趣旨に加え、資源管理や環境、食文化などを学習することで、職業人として求められる倫理観と、持続的かつ安定的な産業や社会の発展に寄与する創造的な能力や実践的な態度を育成することが明確に示されている。

### (2) 新しい科目設定の趣旨及びその内容

#### 「マリンスポーツ」

海洋関連分野における新たなニーズに対応するため、海洋などにおける諸活動を円滑かつ安全に行うことができる人材の育成をねらいとして新設された。

海洋などにおけるマリンスポーツの知識と技術及びルールやマナーなど基礎的な内容で構成されている。

#### 「水産海洋科学」

「水産海洋基礎」で学習した知識と技術を基に、より広く深く水産や海洋に関する学習を行い、科学的な見方や考え方を育成することをねらいとして新設された。

海洋資源やエネルギー、環境など水産及び海洋に関する科学的な内容で構成されている。

## 2 履修の在り方

### (1) 専門教科の最低必履修単位数

水産に関する各学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないものとする。

### (2) 原則としてすべての生徒に履修させる科目

水産に関する各学科においては、「水産海洋基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させるものとする。なお、「水産海洋基礎」の履修に当たっては、科目の性格やねらいなどから低学年で、また「課題研究」は高学年で履修させるようにする。

### (3) すべての生徒に履修させることが望ましい科目

水産に関する各学科においては、「総合実習」及び「海洋情報技術」をすべての生徒に履修させることが望ましい。

(4) 専門科目による必履修科目の代替

水産に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「海洋情報技術」の履修により「社会と情報」の履修に代替することが可能である。

(5) 職業学科における総合的な学習の時間の特例

水産に関する各学科においては、「課題研究」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(6) 実験・実習に配当する授業時数確保

水産に関する各学科においては、原則として水産に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできる。

なお、ここでいう実験・実習とは、校内や実習船による実験・実習のほか、校外の見学、就業体験及びホームプロジェクトなど実際の、体験的な学習を指すものである。

### 3 配慮事項

(1) ホームプロジェクト

水産に関する各科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を利用して、学習の効果を上げるよう留意すること。ホームプロジェクトについては、その科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

(2) 乗船実習の実施に当たっての配慮事項

漁業乗船実習、機関乗船実習、体験乗船実習等を行う際には、綿密な計画を立て、所属の実習船により、安全で効果的な実習が行われるよう留意するものとする。

(3) 海技士の資格取得及び専攻科への進学に配慮した教育課程

船舶職員の養成を行う学科・コースにおいては、海技士の資格取得に必要な科目を履修させ、さらに専攻科への進学にも配慮した教育課程を編成する必要がある。

# 看 護

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

教科の目標は、改訂前と同じである。

### (2) 各科目設定の趣旨及びその内容について

医療の高度化等に対応した、専門性の高い看護判断能力、安全で確実な看護技術の育成、看護倫理やコミュニケーション能力などの豊かな人間性を身に付けた人材の育成を図るため、科目の新設、関連科目の整理再構成が行われ、改訂前の6科目から13科目に改められた。

#### ① 新設された科目

##### 「看護の統合と実践」

看護科の各科目で学習した内容を臨床で実際に活用していくことができるよう、知識と技術を統合し、臨床実践に近い状況を想定した実習を取り入れる。

#### ② 再構成された科目

##### 「人体と看護」

人体に関する知識を習得させ、人体と生活及び環境との関係について理解させる。

##### 「疾病と看護」

疾病、治療及び薬物に関する知識を習得させ、これらと疾病からの回復を促進させるための看護との関連について理解させる。

##### 「生活と看護」

精神保健、生活者の健康及び社会保障制度に関する知識を習得させ、社会生活における医療と保健及び福祉との関係について理解させる。

##### 「成人看護」

成人の心身、生活、保健及び疾病について理解させ、成人の看護に関する知識と技術を習得させる。

##### 「老年看護」

高齢者の加齢、生活、保健及び疾病について理解させ、高齢者の看護に関する知識と技術を習得させる。

##### 「精神看護」

精神看護の意義と役割及び精神に障害のある人の看護の実践を理解させ、精神看護に関する知識と技術を習得させる。

##### 「在宅看護」

在宅看護の意義と役割及び看護の実際を理解させ、在宅での看護に関する知識と技術を習得させる。在宅療養者とその家族に対するクオリティ・オブ・ライフを重視した在宅看護の特徴が学習できるようにする。

##### 「母性看護」

母性の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、母性の看護に関する知識と技術を習得させる。

科目新旧対照表

科目 (改訂)	科目 (従前)
基礎看護	基礎看護
人体と看護	看護基礎医学
疾病と看護	
生活と看護	
成人看護	成人・老人看護
老年看護	
精神看護	
在宅看護	
母性看護	母子看護
小児看護	
看護の統合と実践	
看護臨床実習	看護臨床実習
看護情報活用	看護情報処理
(13 科目)	(6 科目)

### 「小児看護」

小児の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、小児の看護に関する知識と技術を習得させる。必要に応じて実習を行い、小児の身体的・精神的・社会的特徴に対応した基本的な看護の方法を習得させる。

### ③ 名称変更された科目

#### 「看護臨地実習」

生徒が主体的に設定した看護に関する課題について、問題解決的な能力を養うとともに、チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解し、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる。

#### 「看護情報活用」

看護に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにする。また、他の看護に関する各科目と関連付けて指導する。

### ④ 内容のみ変更された科目

#### 「基礎看護」

診療と看護の内容の中に、フィジカルアセスメント及び災害看護を加えるなど、教育内容を充実するために改善が図られた。望ましい看護観や職業観及び看護職としての倫理観を育成する。講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合化されるようにする。

## 2 履修の在り方

- (1) 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させること。
- (2) 看護に関する各学科においては、原則として看護に関する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。
- (3) 看護に関する各学科においては、5年間で一貫した教育を施すため、5年間を見通した教育課程を編成するものとする。また看護に関する各科目に限り、全日制課程と専攻科の区分によらず、教育課程を編成できるものとする。
- (4) 看護に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「基礎看護」、「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」、「母性看護」、「小児看護」の履修により「保健」や「家庭総合」等の履修に代替することができる。また、「看護情報活用」の履修により「社会と情報」の履修に代替することが可能である。
- (5) 看護に関する各学科においては、「看護臨地実習」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「看護臨地実習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (6) 普通科等においては、看護に関する科目を履修する場合、最初に履修する科目として「基礎看護」が望ましい。それに続いて履修する科目については、看護に関する科目の系統性に配慮すること。

## 3 配慮事項

看護に関する各学科は、看護師学校養成所の指定を受けており、各科目の内容の構成及びその取扱いに当たっては、「保健師助産師看護師学校指定規則（平成20年1月改正、同規則第4条および別表3の3参照）」の定める教育内容に関する基準を満たすよう、適切な教育課程を編成・実施する必要がある。



# 福 祉

## 1 改訂の要点

### (1) 目 標

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

目標は、次の三つの事項から構成されている。

#### ① 「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ」

この教科は、社会福祉に関する知識と技術を総合的、体験的に習得させることをねらいとしており、基礎的・基本的な内容を重視することを明らかにしている。

社会福祉に関する知識や技術を、社会福祉施設の見学、実験・実習、調査研究、日常的な活動などの実際の・体験的な学習を通して、総合的に身に付けさせることが大切である。

#### ② 「社会福祉の理念と意義を理解させる」

社会福祉教育においては、知識と技術の習得にとどまらず、社会福祉関連職従事者に必要な福祉・倫理観を高めるため、社会福祉の理念と意義の理解を目標の一つとして掲げている。

社会福祉教育においては、専門的な知識と技術の上に、「心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する」という社会福祉の理念と意義を理解させることが重要である。

#### ③ 「社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる」

福祉社会の一員として、日々の生活に社会福祉や社会保障がどのように関連しているかを学ぶとともに、個人の尊厳の保持やプライバシーの尊重など自立生活を支援する態度を重視する。また、社会福祉関連職従事者として、利用者の立場に立った安全で確かなサービスの提供などを創造する能力と実践的な態度を育てることを示している。

### (2) 新しい科目設定の趣旨及びその内容について

#### ① 新設された科目

##### 「生活支援技術」

自立に向けた状態別の適切な介護技術を用いて、安全に援助できる知識や技術を習得させることをねらいとしている。

##### 「介護過程」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護過程の展開、介護計画の立案、介護サービスの提供ができる能力を養うことをねらいとしている。

##### 「こころとからだの理解」

介護技術の根拠となる人体の基礎構造や機能・心理及び介護サービス提供時の安全への留意点を理解し、心理的・社会的ケアの提供ができる能力を養うことをねらいとしている。

#### ② 整理統合された科目

##### 「社会福祉基礎」

福祉に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を、「社会福祉基礎」に整理統合している。

### ③ 名称変更した科目

#### 「介護福祉基礎」

介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を生活の観点からとらえる科目として内容を整理し、「基礎介護」を「介護福祉基礎」に変更している。

#### 「コミュニケーション技術」

対人関係の基本やコミュニケーション技術、要介護者や援助的関係を理解する科目として内容を整理し、「社会福祉援助技術」を「コミュニケーション技術」に変更している。

#### 「介護総合演習」

介護実習に必要な知識や技術、介護過程の展開等について、総合的に学習する科目として内容を整理し、「社会福祉演習」を「介護総合演習」に変更している。

#### 「介護実習」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を総合し、介護サービス提供の実践力を習得する科目として内容を整理し、「社会福祉実習」を「介護実習」に変更している。

#### 「福祉情報活用」

介護実践において活用できる記録・情報収集等の能力を育てる科目として内容を整理し、「福祉情報処理」を「福祉情報活用」に変更している。

## 2 履修の在り方

- (1) 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「介護総合演習」を原則としてすべての生徒に履修させること。
- (2) 科目の性格やねらいなどからみて、「社会福祉基礎」は低学年で、「介護総合演習」は「介護実習」の指導とあわせて履修させることが望ましい。
- (3) 福祉に関する各学科においては、原則として福祉に関する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。
- (4) 福祉に関する各学科においては、専門教科・科目の履修により、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「福祉情報活用」の履修により「社会と情報」の履修に代替することができる。
- (5) 福祉に関する各学科においては、「介護総合演習」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、「介護総合演習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

## 3 配慮事項

「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。